



Title	反トラスト法による排除措置の運用状況の分析
Author(s)	実方, 謙二
Citation	北大法学論集, 44(4), 354-274
Issue Date	1993-12-20
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/15539">http://hdl.handle.net/2115/15539</a>
Type	bulletin (article)
File Information	44(4)_p354-274.pdf



[Instructions for use](#)

# 反トラスト法による排除措置の

## 運用状況の分析

実 方 謙 二

### 目 次

#### 問題点

#### 第1節 反トラスト局による差止措置 (Injunctive Relief) の目的・態様

##### 第1款 差止措置の根拠・目的

1. 反トラスト法施行の仕組み
2. 反トラスト局による差止措置訴訟の目的

##### 第2款 差止措置の基本的内容

1. 違法行為の禁止・抑止
2. 典型例の分析
3. 禁止行為の特定
4. 違法行為の予防

##### 第3款 命令の順守確保のための措置

1. 順守措置の構成と典型例
2. 順守措置の態様

#### 第2節 違反行為の類型ごとの差止措置の分析

##### 第1款 価格協定

1. 協定の実施および実行手段の禁止
2. 違法行為の再発予防・競争回復のための措置

##### 第2款 再販売価格維持・取引拒絶等

1. 再販売価格維持
2. 取引拒絶・対価差別等

#### 第3節 連邦取引委員会による差止命令

##### 第1款 連邦取引委員会の権限

1. 連邦取引委員会の裁量権
2. 差止命令の範囲
3. 順守確保措置

第2款 違法行為の類型ごとの差止命令の態様

1. 価格協定
2. 再販売価格維持等

むすび

## 問題点

本稿では、アメリカ合衆国の反トラスト法での違反行為に対する排除措置の運用の実際を分析する。独占禁止法・反トラスト法などの競争法の役割が増大していることは、先進諸国を中心として国際的な現象であるが、競争法制の実効性を強化するための手段がそこでは大きな課題となっている。米国やECでは刑事罰や制裁金賦課などの強化により違反行為の予防を図るのが正統的な手法であるが、わが国では、独占禁止法違反行為に対する違法意識が定着していないこともあって、刑事制裁の強化による独占禁止法の実効性の強化には限度がある。そこで、違法行為に対する排除措置の強化により独占禁止法の実効性を高めることが重要な課題となる。わが国でも、最近の埼玉県建設談合事件<sup>(a)</sup>で、違反企業の役員や従業員に対し、審決の移しを配布することを命じ、受領証を提出させた例があり、排除措置による違法行為の予防を強化することが試みられている。そこで、本稿では、米国の反トラスト法での排除措置の運用の実状を分析し、わが国での排除措置の強化にとって有用な理論的根拠、命じることのできる具体的な命令形態の範囲などを検討する。独占禁止法の実効性は排除措置の実効性によって左右されるから、この作業は重要な役割を果たすものである。

## 第1節 反トラスト局による差止措置

(Injunctive Relief)の目的・態様

### 第1款 差止措置の根拠・目的

#### 1. 反トラスト法施行の仕組み

米国の反トラスト法に関しては、司法省の反トラスト局と連邦取引委員会が

施行権限を有しており、反トラスト局はシャーマン法およびクレイトン法の施行権限を有し、連邦取引委員会は、クレイトン法と連邦取引委員会法（禁止規定は第5条の不公正な取引慣行の禁止）を有している。施行の方法に関しては、反トラスト局が、刑事訴追および公益実現のための差止措置（Injunctive Relief）の請求訴訟を裁判所の提起する権限を有しているが、刑事罰の賦課の有無・内容および差止措置の内容は裁判所が決定する。これに対し、連邦取引委員会は、行政手続きを経て独自に差止命令（Cease and Desist Order）を下命する権限を有しているが、被審人は当該命令の合法性に関して連邦控訴裁判所に提訴することができ、連邦取引委員会による差止命令の内容は、司法審査の対象となる。このように、排除措置下命に関する仕組みが異なっているので、本稿では、アメリカ合衆国の反トラスト法に関する排除措置の実状の分析に当たっては、司法省反トラスト局による差止措置と連邦取引委員会による差止命令に分けて分析する。以下、第1節で、反トラスト局による差止措置の構造とその理論的根拠を検討し、第2節では、違法行為の類型別の排除措置の内容を具体的に検討する。また、連邦取引委員会による差止命令については、行政委員会としての裁量権の範囲が重要な論点となるので、その点をも含めて、同委員会による差止命令の内容とその根拠を検討する。

## 2. 反トラスト局による差止措置訴訟の目的

### (1) 権限の根拠・裁量の範囲

司法省反トラスト局はシャーマン法4条により、同法1条から3条に定める禁止行為を予防し抑止する（prevent and restrain）ために、衡平法手続き（equity procedure）により裁判所に提訴する権限を付与されている。反トラスト局が差止訴訟を提訴した場合（民事手続）、裁判所は、違反行為の有無を判断し、違反行為が存在する場合には、当該違反行為に対する差止措置（remedy）の内容を策定する。裁判所は衡平法裁判所としての資格において、違法な行為を除去し競争を回復するための広範な裁量権を与えられている<sup>(1)</sup>。反トラスト法、とくにシャーマン法では、禁止規定の文言が禁止行為の内容を詳細に特定しておらず、一般条項的に定められているため、司法手続きまでの内容の具体化、明確化の作業が不可欠であり、實際上、「反トラスト法の分野では、他の法分野では類を見ないような広範な権限が連邦裁判所に与えられている<sup>(2)</sup>。」

ここでは、禁止行為の認定に関しては訴追側が挙証責任を負うが、違法行為

の存在が認定された場合には、当該行為を除去し競争を回復するための手段の選択に当たっては裁判所が広範な裁量権を有しており、ここでは、排除措置の法目的実現の上での有効性が第一義的な判断基準となる。したがって、ある排除措置の必要性、有効性に関しては、違反行為の挙証の場合のように訴追側または裁判所が挙証責任を負うことはない。

## (2) 差止措置の目的

反トラスト法の規定では、実施措置を特定して定めてはいないが、差止措置は反トラスト法の目的達成に直接に関わるものであり、その内容をいかに決定するかによって反トラスト法の実効性が左右される。各事件で、どのような差止措置が命じられるかは、当該事件の関連状況を考慮して裁判所の裁量により決定されるが、差止措置は、①将来における同様の違反行為の再発を防止し、②違法な結合を解体する点で有効なものでなければならない。このような差止措置の下命により現実には競争を回復することが措置命令の目的であるが、そのためには、営業資産の譲渡や経済力の行使の抑制などの点も考慮される。したがって、裁判所が命じる差止措置は、それ自体が違法である結合や共謀を終結させ、被告から共謀による便益を奪い、違法な独占力を解体するか、それを無力にするものでなければならない<sup>(3)</sup>。ただ、違法行為に対する排除措置の有効性の検討が本報告書の主たる目的なので、違法行為の存在を手掛かりとして命じられる企業分割などの構造的排除措置はここでは取り上げないが<sup>(4)</sup>、違法な経済力の行使を抑止するための差止命令による事業者の行為の規制は、差止命令の重要な一部として以下で検討する。

なお、実際に命じられている差止措置では、反トラスト局と被告の間の交渉によって被告が合意する内容を排除措置として命じる同意判決が大部分であるが、同意判決による場合でも、妥協の産物として判決手続きを経た最終差止措置よりも緩やかな措置を命じることはなく、判決手続きを経た場合と同等の違法行為排除効果、競争復活効果のある措置を命じるのが原則である<sup>(5)</sup>。以下の検討では、実際上どのような措置が命じられているか、現行法の構成を前提として、どの範囲までの措置を命じることができるかという観点から、判決手続きを経た差止措置と同意判決による差止措置命令とを区別せずに検討する。なお、実体規定適用に関する問題について判決が下されている場合でも、具体的な措置の内容は被告と反トラスト局の交渉により同意判決で決定されることが多く、反トラスト局による排除措置命令の下命は同意判決の形式をとる場合が大

部分である。

## 第2款 差止措置の基本的内容

### 1. 違法行為の禁止・抑止

#### (1) 概 説

差止措置の第一かつ主要な内容は、認定された違法行為の禁止であり、ここでは現在実施されている違法行為の中止と将来に向かっての違法行為反復の禁止が命じられる。日本法と異なる点は、違法行為を排除するための措置として、違法と認定された行為を廃棄する行為をとることを命じるという体系はとっていないことである。日本では、「協定成立の日時等を特定して、当該協定等を廃棄する措置を命じるという」構成をとるのが通常であるが、反トラスト局の実務では、以下のような方式で協定等の禁止を命じ、かつ、以下に説明するようにに価格等に関する連絡行為を全面的に禁止すれば、価格協定による価格維持効果を一応排除できるとの考え方をとっている。一方、日本法におけるような『協定破棄のための当事者間の申し合わせをすること』を命じても価格協定の効果を排除する上ではほとんど効果がないとの考え方である。したがって、反トラスト局の請求を受けて裁判所で命じる差止措置の主体は違法行為の禁止であり、それを補完するために、違法行為の実行、反復の手段となる連絡行為を禁止する措置をとり、なおかつ必要な場合には、契約条項の変更、平等の条件での供給などの積極的な措置 (affirmative measure) をとることを命じる (作為命令) という構成をとっている。

#### (2) 典型例

反トラスト局の請求による裁判所が命じた価格協定に対する最近の典型的な差止措置の例として、次の二つの差止措置を検討する。

##### (a) 1991年の医療報酬の協定事件<sup>(6)</sup>

この事件では、次のような命令が下されている。

#### 「IV 価格決定

各被告は以下の行為を禁止される。

- (1) 直接、間接を問わず、他のいかなる医療事業者または医師と、医療費の決定、設定、上昇、安定または維持に関する、いかなる契約、協定、了解、措置、計画、結合または共謀を定めること。

## 反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

(2) サバナ地区において提供される医療サービスの統一、上昇、特定した費用の設定または順守について、サバナ地区において産科または婦人科の医療業務を専門とする医療事業者または医師と討議または示唆すること。

(3) 明白または暗黙のものであるかを問わず、サバナ地区において産科または婦人科医療を専門とする医療事業者および医師と、現在または将来の医療費、または医療費の変動について考慮していることまたは計画していること、についての情報を伝達し、その提供の要請を受け、あるいは交換すること。

V 順守についての確認書の提出 (略)

VI 検査権限の留保 (略)

X 命令の期限 (10年)。」

(b) 1977年レミコン価格協定事件<sup>(7)</sup>。

1977年のレミコン・メーカーが配送費を含む価格について協定することを禁じられた事例では、以下のような命令が下されている。

### 「IV 禁止行為

各被告は、直接・間接を問わず、いかなる者とも、以下の点についての契約、協定、了解、計画または実施計画を締結し、実施し、維持し、促進し、履行し、当該契約等にもとづく権利を主張することを禁ずる。

(A) いかなる第三者に対するレミコンの販売についての価格、値引きまたはその他の取引条件を定め、維持し、上昇し、安定させ、あるいは遵守する協定等、

(B) レミコンの販売について共謀的、談合的あるいは非競争的な入札価格または見積価格を提出すること、

(C) レミコンの配送費を定め、維持し、上昇し、安定させ、あるいは遵守する協定等、

(D) 予定の、現行の、または過去の、レミコンの実際または申し出た価格、価格変動、値引き、配送費または、その他の販売条件についての情報を、レミコンを販売するいかなる者との間で連絡しまたは交換すること。

### VI 順守措置・判決文の配布

以下の事項が被告に命じられた。

(A) (役員等、およびレミコンの販売に責任を有する従業員等に対する本判決の写しの交付)、

(B) (上記の者の後任者に対する判決文の交付)

(C) 本項(A)の遵守のために各被告がとった事実およびその方法についての宣誓

供述書を、本判決の発効日から90日以内に本裁判所に提出し反トラスト局に送達すること、

(D) (本項(A)および(B)に定めた本判決の写しの交付先から)、各人が本判決の写しを受領し、記録に補完していることを証明する書面を徴求すること。

#### Ⅶ 順守措置・裁判所への出頭

原告(反トラスト局)の申立または本裁判所の職権により、各被告の責任者は、随時、本裁判所に出頭し、当該被告の本判決の条項の遵守状況について宣誓供述をしなければならない。

#### Ⅷ (検査権限の定め)」

## 2. 典型例の分析

### (1) 違反行為の排除のための措置

この差止措置の第1項にみられるように、差止措置の第一の内容は、中心となる価格協定の禁止であり、これは現在実施されている価格協定を維持することを禁止して違法行為を排除すると同時に、将来に向かって違反行為と同一事項を内容とする価格協定の一般的禁止を命じたものである。禁止命令という形式で現在実施されている違法行為の中止を命じるという差止措置の効果は、1977年のレミコン同意判決の禁止条項(1)で明白に示されている。ここでは、まず共同行為の中心的要素である「協定＝意思の連絡」の態様に関して、『契約、協定、了解、計画または実施計画』と定めて、共同行為の態様の如何を問わず禁止されることが示されており、また、『(協定等)を締結し、実施し、維持し、促進し、履行し、当該契約等にもとづく権利を主張すること』が禁止されているのは、現在実施されている違法な価格協定の廃棄を命じたものである。最近では、①の医療報酬決定事件のように『協定・共謀等を定める(enter)こと』が禁止されてるが、これも、1977年のレミコンの事件と同様、摘発された価格協定を維持することの禁止をも含んでいるものである。

### (2) 実行・反復手段の全面禁止

違反行為に対する差止措置では、通常、当該違反行為の成立、実行、反復の手段となる行為を全面的に禁止するのが通常である。価格協定では、ほとんど全ての命令で価格等に関する情報の交換、連絡行為が禁止されている。たとえば、1991年の医療費協定事件では、『(2)サバナ地区において提供される医療サービスの統一、上昇、特定した費用の設定または順守について、サバナ地区にお



## 反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

いて産科または婦人科の医療業務を専門とする医療事業者または医師と討議または示唆すること（3）明白または暗黙のものであるかを問わず、サバナ地区において産科または婦人科医療を専門とする医療事業者および医師と、現在または将来の医療費または医療費の変動について考慮していることまたは計画していること、についての情報を伝達し、その提供の要請を受け、あるいは交換すること』の禁止が命じられており、違反行為者間の医療費や医療サービスに関する討議だけでなく、示唆も含めて連絡行為が全面的に禁止されている。

また、1977年のレミコン価格協定事件では、『予定の、現行のまたは過去のレミコンの実際または申し出た価格、価格変動、値引き、配送費または、その他の販売条件についての情報を、レミコンを販売するいかなる者との間で連絡しまたは交換すること』が禁じられており、ここでは、協定当事者だけでなくレミコンの販売、配送等に関する全ての情報の、全てのレミコン販売業者との交換、提供が全面的に禁止されていることが特徴である。

これらの実行補完手段の禁止の態様に関しては、次節の違反行為別の禁止命令の分析に当たって詳細に検討するが、ここでは、当該違反行為の実施、反復の手段となる行為を広範に禁止することが違反行為に対する差止措置の主要内容となっていることを指摘しておく。

### （3）順守確保措置

違法行為に対する差止措置では、当該命令が順守されることを確保、促進するための措置が命じられるのが通常である。順守確保のため措置の内容は、本節第3款で詳細に検討するが、判決文またはその概要の違反事業者の役員、従業員等への配布等の従業員の教育措置（education clause）、順守についての確認書の提出や裁判所への出頭、そこでの順守状況に関する宣誓供述などの措置が命じられるほか、順守状況の確認のために反トラスト局が随時立入検査をする権限を留保する条項（visiting clause）が定められるのが通常である。

上記の1991年の医療費協定事件では、『順守についての確認書の提出』と『検査権限の留保』条項が定められている。また、1977年のレミコン価格協定事件では、『役員等、およびレミコンの販売に責任を有する従業員等に対する本判決の写しの交付、上記の者の後任者に対する判決文の交付、禁止命令の『遵守のために各被告がとった事実およびその方法についての宣誓供述書を、本判決の発効日から90日以内に本裁判所に提出し、反トラスト局に送達すること』が命じられており、かつ、判決文の交付が実施されたことを確認するために『（本

判決の写しの交付先から) 各人が本判決の写しを受領し記録に保管していることを証明する書面を徴求すること』が命じられている。さらに、本差止措置の順守状況を監視するために、『原告(反トラスト局)の申立、または本裁判所の職権により、各被告の責任者は、随時、本裁判所に出頭し、当該被告の本判決の条項の遵守状況について宣誓供述をしなければならない』と定められている。この判決でも、検査条項が定められている。

### 3. 禁止行為の特定

#### (1) 禁止行為特定の必要性

反トラスト法違反行為に対する差止措置では、禁止行為を可能な限り詳細に特定して命令することが基本的な内容になっている。当該差止措置により禁止される行為の範囲が特定されていれば、被告側においても、どのような行為が命令違反になるかを容易に判断することができ、事業者側における自発的な順守が期待できる。また、規制当局側にとっても、命令違反行為の有無を判断することが容易となる。上記の典型例のような価格協定の事例では、価格等に関する「意思の連絡」を構成する行為類型を包括的に記述して、その全面的禁止を命ずればよいが、当該事業者が市場支配力を背景として、対価差別や取引拒絶などを行うおそれが大きい場合や、独占的な地位を利用して不公正な取引を実施したり、事業者団体が内部的に構成員に対して不公正な取り扱いをする事例などでは、それらの行為を詳細に特定して広範に禁止することが必要となる。したがって、差止措置では、禁止行為の対象の詳細な特定が重要な論点となる。その例として引用されるのは、A T & Tの分割に際しての地方電話網を有する旧A T & T傘下の地方電話会社に対する、新規中継系(遠距離通信)事業者に対する平等かつ円滑なアクセスを保証するために詳細な禁止命令を定めた1982年A T & T判決である。この他、音楽著作権の集团的行使が権利実現に不可欠なものとして適用除外とされたのに伴って、その独占力の対外的行使をよび団体の内部的運営での公正な取り扱いを確保するために、詳細な禁止命令および積極的措置命令(作為命令)を下命した1950年および1960年(1950年判決の修正判決)のA S C A P判決がある。取引拒絶などに対してどのような措置が命じられるかの点は、次節の違反行為の態様別の差止措置の分析に当たって詳細に検討するが、差止措置に関する対象行為の特定の典型例として、以下に、1982年のA T & T同意判決と1950年・1960年のA S C A P判決の内容を紹介し

ておく。

(2) 1982年A T & T 同意判決<sup>(8)</sup>

この判決では、A T & T 電話会社を中継系（遠距離通信）と地方網電話会社とに分割するに当たって、新規中継系事業者の参入と中継系電話サービスの市場での事業活動の円滑な実施を確保するための措置が詳細かつ具体的に定められている。これは、中継系電話サービスの足回りとなる地方電話網を運営している旧A T & T 傘下の地方電話会社（Bell Operating Company, 以下本文ではB O A と略）の新規中継系事業者に対する差別や取引拒絶のなどの行為を予防するための措置であり、B O A に対し回線接続その他の情報等へのアクセスの無差別提供義務に関する詳細な行為規制を定めている。

本判決では、「地域電話会社の義務」として、以下の行為の禁止または作為が命じられている。

「A. 別紙Bに定めるところにしたがって、各地域電話会社（C O C）は、全ての中継系電器通信事業者および情報サービス提供事業者に対し、交換接続、情報へのアクセスおよびこれらのアクセスのために必要な交換サービスを、A T & T およびその子会社と同等の型式、品質および価格での無差別な有料基準で提供しなければならない。

B. 地域電話会社は、以下の点について、A T & T とその子会社、その製品及びサービスとその他の事業者及びその製品・サービスについて差別してはならない。

(1)製品及びサービスの調達 (2)技術情報、調達および接続互換基準の設定及び配布 (3)地域電話会社の電気通信サービスおよび電気通信設備との接続及び利用、またはサービスの各要素の対価 (4)新規サービスの提供および回線接続、および情報アクセスのために使用される設備の新設または内容変更の計画およびその実施。

D. 分割の実施後、各地域電話会社は、直接またはその子会社を通じるかを問わず、以下の行為を禁止される。

(1)中継電気通信サービスおよび情報サービスの提供 (2)電気通信設備または利用者の構内設備の製造及び提供 (3)実際に料金規制の対象となっている自然独占サービスである回線電気通信サービスおよび回線アクセス・サービスを除き、その他の製品またはサービスの提供。」

#### IV 定義

E. 「利用者の構内設備 (customer premises equipment)」とは、通信事業者以外の者が当人の建物の内部で、電気通信の発信、経由、着信のために使用される設備をいう。但し、接続線を複線化、維持または終結させるための設備は含まない。

F. 「回線接続」とは、中継電気通信サービスを発信または着信する目的で提供される回線サービスをいう。回線接続サービスには、中継電気通信サービスの発信・着信に関連して地域電話会社を実施する全ての活動・機能を含み、それには、ネットワーク制御信号、着信確認、自動呼出番号の決定、中継通信事業者の接続番号、電話帳サービス、設備の点検維持、顧客への請求書作成のために必要な情報の提供などが含まれる。これらのサービスは、回線地域内での中継電気通信サービスの発信・着信の回線地域内での伝送・転換・回線設定のために当該地域内に存在する設備によって提供されなければならない。また当該サービスには、中継系電気通信事業者が指定した、当該地域電話会社の設備と当該事業者の設備とを接続するための回線地域内での単一または複数の接続点 ( P O I ) での通信の転換および伝送を含む。このような接続サービスは、中継系電気通信事業者の選択により、A T & T に提供される同様の通信と同等の品質と特性をもつ通信サービスでなければならない、それは当該中継通信事業者の示す合理的な予測通信量にもとづいて A T & T と同等のブロック・サービスを含むものでなければならない。」

ここでは、措置命令の対象行為の内容を特定するために、技術的な用語の定義が詳細に定められている。また、新規中継系の地方電話網へのアクセスを円滑にするために、本命令の(A)項で、B O A による A T & T と新規中継系電気通信事業者の間の差別を禁止すると同時に、(B)項で、差別禁止の対象となる行為を特定している。これは、差別的取り扱いの禁止であると同時に、A T & T と同様の条件での新規中継系通信事業者に対する地方通信網電話会社の供給義務を定めたものであり作為命令に当たるものである。また、B O A が、地方通信網での自然独占的な地位を利用して中継系電気通信事業に進出した場合に、中継系通信事業者に対する供給拒絶などにより B O A が競争上不当に有利になることを防止するために、命令(D)項で、地方通信網電話会社の中継系電気通信事業への進出が禁止されている。これらの命令は、中継系電気通信と地方通信網とを併せて運営していた A T & T の中継系と地方中心網電話会社への分割により生じた、B O A の A T & T に対する優遇措置によって新規参入が阻害される

という問題を解決するための措置である。

### (3) ASCAP判決

ASCAPとは、米国音楽著作権協会 (American Society of Composers, Authors and Publishers) の略語であり、個別の音楽著作権者に替わって音楽著作権の実施許諾や使用料の徴収を業務とする団体である。知的所有権としての音楽著作権に関しては、一定範囲で反トラスト法の適用除外となるが、全国的な組織によるその集団的行使は、本来は適用除外の対象外となる。しかし、小規模かつ多数の個人音楽著作権者が個別に権利行使することが実際上不可能であることを考慮し、ASCAPによる著作権の集団的行使それ自体は反トラスト法違反としてはいない。ただ、この集団的实施による市場支配力が乱用され、対外的に不当な実施許諾（または実施許諾の拒絶）を行ったり、対内的にも構成員間で不当な差別が実施されることを防止するために、実施許諾や協会の内部規律に関して詳細な作為・不作為が命じられている。

この事件では、1950年に最終的な差止措置命令が同意判決で命じられているが、その後、1950年判決では反トラスト法上の目的が達成できないとして、主として構成員の自由の確保、公正な取り扱いのために1950年判決を修正する判決が1960年に下されている。

1950年判決<sup>(9)</sup>では、音楽著作権協会に対し、

「①非排他的公開演奏権の実施許諾を除いて、著作権に関する活動の禁止が命じられた。また、

②放送等のネットワークに対する包括的実施許諾の付与が命じられ（強制実施許諾）、合理的な利用料決定に関する裁判所の介入が定められた。さらに、

③構成員の平等の取り扱いを確保するために、理事会の選挙手続き、加入資格の定め、利用料収入の分配に関して『客観的な演奏状況の調査』にもとづいて分配すること、」が命じられた。

この判決に対し、1960年命令の反トラスト法上の目的が実現されていないとの協会構成員からの申立にもとづいて反トラスト局が調査した結果、1960年判決の修正が1960年判決で命じられている<sup>(10)</sup>。修正点は、

「①構成員が脱退することを実際上可能にするために、ASCAPから脱退した著作権者の曲目が共同作詞または作曲などの理由でASCAP著作権対象物に含まれている場合に関して、脱退構成員に対するASCAPの使用料支払義務を定める、

②利用料収入の分配の基礎となる『科学的・客観的調査』に関して、各構成員の作品の演奏から生じる収入をより正確に反映する調査方法を特定して命じる、

③協会の利用料収入の配分の決定に関して、『先任者優位』の効果を減殺し『支配的』グループの意思の影響力を排除するために、構成員に決定権限を与える、

④理事会の構成がより構成員の利益を代表するように議決方式を改正する、

⑤（収入分配の決定の基準となる）構成員の区分についての不服申立を實際上容易にする、

⑥加入資格に関して、申請者に係る曲目の演奏に関する調査内容に関係なく要件を充たす申請者の加入を認め、加入資格の要件を公表する、の6点である。

この判決では、協会による排他的な演奏権の実施許諾が全面的に禁止されており、さらに放送網に対する包括的な実施権の許諾が命じられ、その実効性を確保するために、適正な使用料決定に関する裁判所による裁定措置が用意されている点が本判決の特徴である。また、対内的な公正性の確保のために、議決権の算定方式や理事会の選出方法などに関して詳細な作為・不作為が命じられており、その他、使用料の構成員への分配に関しての公正かつ客観的な基準の採用も特定して命じられている。1960年判決では、脱退の自由を確保するための脱退構成員に対する脱退後の使用料の支払や、使用料分配基準となる使用状況の調査に関してさらに特定して基準が設定されており、議決権の行使方式等に関して、より詳細な作為・不作為が命じられている。

#### 4. 違法行為の予防

##### (1) 違反行為の自発的廃棄と差止措置

当該違反行為が反トラスト局により摘発された場合、差止訴訟が提起される前に当事者が当該行為を自発的に廃棄することが多い。しかし、当該行為が当該業界において広範に行われており、将来それが反復されるおそれが大きい場合には通常の差止措置が命じられる。1971年の製薬会社による抗生物質の安売り禁止が違法とされた事例では<sup>(11)</sup>、

「当該違法行為が提訴前に自発的に放棄されたことを理由に、抗生物質の販売事業者が課した大量小売の禁止に対する差止措置が否定されるわけではない。記録と被告の陳述で示されている証拠によれば、供給契約で本件の制限的条項を定めることは過去において販売業者の原則的政策であったから、将来、違反

## 反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

行為が繰り返されるおそれが大きく、違法行為の反復を禁止する命令は根拠がある。」

と認定され、反トラスト法違反を禁止する通常の差止命令が下されている。

### (2) 同種行為の一般的禁止

#### (a) 原則

主体となる違反行為（価格協定等）に関しては将来に向かって一般的に禁止命令が下され、これはそれ自体で違法な行為であるから期限に限定はない。また、禁止の対象も、当事者間の協定等だけではなく、同種の（対象製品、対象地域などが共通のもの）違反行為一般を対象とする場合が多い。しかし、将来に対する反復禁止のための措置としては、前記のように、情報交換などの違法行為の実現手段が広範に禁止される他、同種の契約の全面的禁止や、企業取得の一定期間の全面禁止などが命じられた事例がある。

#### (b) 一定類型の契約の全面禁止

同種違反行為の予防のために、一定の類型の契約の締結・維持が禁止された事例としては、1965年のバスの全量供給契約が違法とされた事件がある<sup>(12)</sup>。

この事件では、被告が、

「(1)①バス運行業者またはバス製造業者と、バスまたはその部品の需要量の全量または所定の比率の需要量を被告または被告指定の業者から購入する旨の契約または協定を締結すること、

②本判決の発効日から10年間、本件訴状で定めた「バス運行業者行動計画参加者」との間に24ヶ月を超える期間のバスの供給契約または協定を締結・維持すること

③バス購入者との間に、当該契約・協定が相当の期間を定めた解約通知と相当の解約金の支払を条件として、購入者が契約所定の供給量の内のどの部分でも解約できることを定めた契約協定を除いて、24ヶ月を超える期間のバスの供給を定める契約、協定を締結・維持すること、が禁じられた。また、

(2) バス部品供給業者との間に当該部品供給業者が他のバス製造業者にまたはバス運行業者にバスの部品を供給することを妨げる趣旨の契約を締結・維持すること、が禁じられた。」

この命令では、全量供給契約の禁止だけではなく、同様の効果をもつおそれ大きい長期契約に関して、期間を24ヶ月以上と明示して、違法行為参加者との該当契約の全面禁止、および中途解約が実質上自由である場合を除いた長期

契約の全面禁止が命じられている点が特徴である。

また、違法となる契約条項の変更と従来の契約条項による権利行使の禁止に加えて、同様な将来の契約の全面的禁止を命じた例としては、1959年のコンクリート製パイプの排他的受け入れ契約が違法とされた事例がある<sup>(13)</sup>。この事件では、被告は以下のことが禁じられている。

「(A) (1)―(3)の特定された契約（違法とされた排他的受け入れ契約）にもとづいて、いかなる地域についても、パイプ製造設備の排他的使用についての権利を主張し、または行使することを示唆すること。

(B) Concrete Machinery 社もしくはその他のいかなるコンクリート製パイプの製造設備の製造業者との間に、いかなる地域においても、被告にコンクリート製管の製造設備の排他的使用を確保するような目的または効果を有する協定または契約を締結しまたは継続すること。」

ここでは、(A)項で当該違法行為の禁止が命じられると同時に、当該違法行為の当事者だけではなく、『その他のいかなるコンクリート製パイプの製造設備の製造業者との間に、いかなる地域においても』同様な効果を有する契約締結の全面的禁止が命じられている点が重要である。

(C) 同一業界での企業取得の全面禁止

旧時の例であるが、同種業界での企業取得が、期限を限定して全面的に禁止された例がある。1960年の自動車用マフラーの企業取得が違法とされた事例では、

「(A) 各被告（合併当事者）がNu-Era社（取引先配給業者）およびSaco社（合併当事者）の営業譲受人から株式または資産（通常の事業活動の一環として製品を購入する場合を除く）を購入することを禁止する。

(B) 各被告が本判決の発効日から3年間、自動車用マフラーのメーカーの株式または資産（通常の事業活動の一環として製品を購入する場合を除く）を購入することを禁止する。

(C) (A)(B)項で定められた場合をのぞき、各被告は、本判決の発効日から5年間、自動車用マフラーのメーカーまたは配給業者の株式または資産（通常の事業活動の一環として製品を購入する場合を除く）を、本裁判所の事前の承認なしに取得することを禁止する。この裁判所への事前承認の申し出は、当該取得により競争の実質的減殺または独占のおそれがないことについて裁判所を充分説得できる程度に立証するものでなければならない<sup>(14)</sup>。」



## 反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

この命令では、(A)で脱法行為の禁止が命じられていると同時に、(B)で3年間の当該業界での企業取得が全面的に禁止され、(C)で、その後の2年間も裁判所の事前承認なしでの当該業界での企業取得が全面的に禁止されている。これは、当該業界での集中への傾向に着目した予防的な全面禁止の事例といえる。さらに、この2年間の裁判所からの承認に当たっても、当該企業取得が違法でないこと＝競争の実質的減殺または独占のおそれのないことを被告側で証明することが要件とされており、合法的な企業取得であることを十分に立証できない限り、裁判所の企業取得の承認は得られない。

### 第3款 命令の順守確保のための措置

#### 1. 順守措置の構成と典型例

##### (1) 順守措置の構成

反トラスト法違反行為に対する反トラスト局の差止措置請求訴訟（同意判決を含む）では、命令の主体となる禁止命令などの不作為・作為命令が順守されることを確保するための措置が判決の一部として命じられるのが通常である。順守確保のための措置としては、判決文の役員、従業員への配布や、それに加えて、反トラスト法違反行為を繰り返さないようにするための従業員等の教育措置などの積極的な違反防止措置、監査や裁判所への出頭による順守状況の報告、順守状況を把握するための反トラスト局による検査権限の留保、などの措置が命じられている。この内、検査権限の留保は必ず命じられ、その文言は、後記のように定型化されている。教育措置や報告措置などは、事案の悪質性など順守確保の必要性に対応して様々な措置が命じられているが、判決文の配布は、ほとんど全ての措置判決で命じられている。

以下、本項で、厳しい教育措置が命じられた典型例と定型化された検査条項の内容を紹介し、2項で、様々な順守確保措置についての事例を紹介する。

##### (2) 教育措置の典型例

###### ①1979年の紙容器価格協定事件<sup>(15)</sup>

この事件は、折りたたみ式紙容器メーカー間の価格決定、受注調整などが違法とされた事例であるが、本判決では、「25年間にわたって、価格決定・取引先割当て受注調整についての共謀と価格情報の交換が禁止され」、さらに「各メーカーは、10年間にわたって積極的な反トラスト法順守プログラムを実施す

ること」が命じられている。この順守計画では、

「①同意判決を討論する従業員との年度集会の開催、②判決とシャーマン法の順守についての順守政策を定めた書面による指示の交付、③会合の開催、④従業員が順守プログラムを理解しており、その不順守が裁判所侮辱罪となることを認識していることについての、各従業員の年度ごとの誓約書の提出、⑤従業員の違反行為防止についての適切な管理体制、が定められていなければならない。

各従業員に対しては、5年間にわたって、他の紙容器メーカーとの価格に関する連絡行為についての年度ごとの報告書、または、そのような連絡行為がなかったことの年度ごとの誓約書の提出が義務づけられている。」

判決の原文では、

「(A) 各被告は、紙箱の製造または販売に責任をもつ役員、折りたたみ式紙箱の販売に従事し、または販売について責任をもち、あるいは紙箱の価格決定についての権限を有する従業員または代理店に対し、本判決による義務を周知徹底させなければならない。

本判決の発効日から10年間、各被告は本判決の順守を確保するための計画を継続実施しなければならない。当該順守計画は、上記の役員等について、最下限、以下の条項を含まなければならない。

- (1) 役員等に対し、毎年一回、判決またはその概要を配布すること、
- (2) 役員等に対し、シャーマン法および本判決の順守に関する各被告の政策を示す指示書面を毎年一回交付すること。当該指示書面には、(a)当該順守政策と本判決を違反した場合には解雇を含む適切な制裁措置を被告が課すことの警告、(b)役員等が本件順守に関する問題を相談するための被告の法問題顧問が通常の時間帯には常に待機していること、
- (3) 役員等が、毎年一回下記の内容の宣誓書面に署名し、被告に提出することを義務づけること。当該宣誓書面には、『下記に署名する私は、①1979年の折りたたみ式紙箱判決の写しと反トラスト法及び本判決の順守に関する指示書面を受領したことの確認、②当該判決を指示書面を読み理解したことを示す文言、③被告の順守政策と判決の不順守が、解雇を含む被告の取る適切な制裁措置の対象となることを警告され理解したことを示す文言、④判決の不順守が裁判所侮辱罪で有罪とされ禁固・罰金を課せられることの警告を受けそれを理解したことの確認、

## 反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

(4) 判決の条項とそれが課している義務を再確認するための役員等との会合を一回以上開催すること。当該会合は、役員等の全員が12ヶ月の期間中に一回以上出席できるように設定しなければならない。

(5) 本判決の発効日から5年間、法的な拒否権のある場合を除き、各役員等に、他の被告および折りたたみ式紙箱のメーカーの役員、取締役、代理人または従業員と、本判決で禁止行為として定められた種類の連絡行為を行った場合、その都度当該被告会社の顧問弁護士に書面で報告する義務を課すこと。この報告書面では、当該連絡行為から30日以内に作成し、当該連絡行為に参加した全ての個人名と連絡行為で検討した事項を明示しなければならない。本条項で報告義務が課せられている役員等であって12ヶ月以上にわたって上記の報告書を提出しない者は、当該期間中に本判決（で禁止行為として）定めた連絡行為を行っていないことの確認書を提出しなければならない。

被告は、原告（反トラスト局）の検査のために、本項で提出が義務づけられる全ての報告書及び確認書を、本判決の発効日の6年後の日時まで保存しなければならない。

(B) 本判決の発効日から10年間、本義務の履行責任者として原告（反トラスト局）が指名した担当役員は、毎年、判決発効日の当日またはそれ以前に、当該1年間に本判決による義務を履行するためにとった全ての措置を内容とする宣誓供述書 (sworn statement) を原告（反トラスト局）および裁判所（密閉したもの）に提出しなければならない。

(C) 原告（反トラスト局）の理由を付した申立にもとづく裁判所の命令がある場合には、上記担当役員は、本判決の順守状況について宣誓供述をするために裁判所に出席しなければならない。

(D) 原告（反トラスト局）が、被告の順守状況に関する年次報告での叙述が本判決による義務の履行について被告が取った措置について不十分だと認めた場合には、原告（反トラスト局）は、被告の順守状況についてより詳細な供述を求めることができる。」

この命令では、積極的な違法行為防止のための措置をとることが命じられているが、なかでも、『判決を違反した場合には解雇を含む適切な制裁措置を被告が課すことの警告』および、それを了解したことを示す役員等の宣誓書面の徴求が求められ、命令違反行為に対する自主的な規制措置をとることが要求されている点、またこのような命令違反行為を防止するための措置についての責

任者の任命が要求され、上記の書面の徴求などを含む順守計画の実行状況についての定期的な報告が求められている点が本件の特色である。教育措置としては、反トラスト法や当該差止措置の内容についての理解を深めるための学習集会の開催が義務づけられることも多い。さらに、役員等の教育に当たっては、差止措置違反が裁判所侮辱罪に該当し刑事制裁の対象となることを充分理解させることにより自主的な命令の順守の確保を図っている点が注目される。なお、本判決では、価格等に関する連絡行為が全面的に禁止されるとともに、一切の連絡行為についての全面的な報告義務を特定して課し違反行為の再発を予防している点も注目される。

## ②東部大学学費等協定事件<sup>(16)</sup>

この事件も学費や奨学金の交付条件などの詳細に関して継続的に共謀を実施していた悪質な例であるが、この判決も、順守計画の策定、実施と、それに責任をもつ順守担当役員の任命を定めた事例であり、刑事制裁の強化だけではなく民事訴訟による差止措置の強化を図るという最近の反トラスト局の価格協定に対する厳格な姿勢を明確に示している事例として重要である。本件の判決では、

### 「1. 順守措置の実施

各被告に、半トラスト法順守措置を実施することを命じる。

ここでは、本判決の発効日から30日以内に、半トラスト法順守措置の達成に責任をもち、本判決の順守を確保する目的で、反トラスト法順守担当役員を任命しなければならない。反トラスト法順守担当役員は、本判決の順守を確保するために当該大学の活動状況と活動予定を継続的に監督しなければならない。反トラスト法順守担当役員は、以下の行為の達成について責任をもつ。

(A) 本判決の発効日から60日以内に、本判決全文の写しを、①全ての受託者及び大学管理機関の構成員、②すべての役員、および学長・副学長・学部長・財政援助・入学・予算・会計管理・会計およびその他の同様な部局において、学費、月給、または財政援助の推薦、決定について責任をもつ単純事務員以外の従業員に配布すること。

(B) 上記の役職の後継者に、時宜を逸せず、本判決全文の写しを配布すること。

(C) 上記の役職者に、本判決および反トラスト法の意味とその定める義務について毎年説明すること、および本判決および反トラスト法の順守に関して相談する法律家が常に待機していること周知させること。

(D) 上記の役職者から、①彼らが判決の条項を読み、理解し、それに従うことに同意したこと、②判決の不順守が刑事上の裁判所侮辱罪として有罪となることについて警告を受けたこと。③反トラスト法順守担当役員に報告していない過去または将来の本判決に違反する事実を知らないこと、についての確認書面を徴求すること。

(E) 本判決の配布の受領先および確認書の提出者に関する記録を保持すること。

## 2. 報告および確認書の提出

(A) 各被告は、本判決の発効日から75日以内に反トラスト法順守担当役員を任命し上記の役職者に対し判決全文の配布を終了したことの確認書を提出しなければならない。

(B) 各被告の反トラスト法順守担当役員は、毎年度の本判決の言渡し日またはそれ以前に、当該被告が（本判決で命じた）禁止条項を順守していることの確認書を、10年間にわたって提出しなければならない。

(C) 反トラスト法順守担当役員は、本判決で定める禁止条項の違反があったことを知った場合には、それから45日以内に本判決の条項に合致するように当該行為を終結または変更するための適切な措置を取らなければならない。

(D) 上記の役職者が本命令に対する過去または将来の違反の事実を知った場合には、当該被告の反トラスト法順守担当役員に報告しなければならない。」

この判決では、命令順守のための教育措置の実施についての責任者の任命が要求され、順守措置の実施状況についての毎年度の確認書の提出が要求されていること、当該担当役員が命令違反行為に対して措置をとること、役職者の違反行為報告義務を定めていることなど、きわめて厳しい順守確保措置が命じられている点が注目される。

### (3) 検査権限の留保

違法行為に対する差止措置では、順守確保措置の一部として、反トラスト局による立入検査等の検査権限の留保 (visiting clause) を定めているのが通常である。民事訴訟 (差止措置を求める訴訟) のための捜査については、1962年の反トラスト民事手続法 (Anti-trust Civil Process Act)<sup>(17)</sup> により裁判所の令状なしでの捜査権限が反トラスト局に与えられているが、命令違反行為に対して裁判所侮辱罪を適用する場合には、刑事手続きとして裁判所から令状 (subpoena) を得る必要がある。そこで、検査権限を留保しておけば令状なしでも随時立入

検査ができる点にメリットがある。

検査権限の留保条項については、適正手続き (due process) との関連で問題が生じないようにその文言が定型化され<sup>(18)</sup>、ほとんど全ての判決で、この文言が採用されている。

「本判決の順守の有無を決定しあるいはその順守を確保する目的で、司法長官あるいは反トラスト局担当司法次官補の書面による要請にもとずき、かつ、被告の本店への合理的な通知を条件として、合法的拒否権のある場合をのぞき、反トラスト局の職員は以下の権限を有する。

- ①当該被告の営業時間中に、被告が占有しあるいはその管理下にある本件判決の対象となっている事項に関連する全ての会計書類、元帳、会計帳票、覚書、及びその他の記録・書類を合理的範囲で検査すること、
- ②被告の合理的な範囲の便宜を考慮し、かつ被告の便宜を抑制または妨害しない範囲で、弁護士と同席を許容する条件で、当該被告の役員または従業員に対し本件判決に関連する事項に関して尋問すること、
- ③本同意判決の被告は、司法長官または反トラスト局担当司法次官補の書面による要請にもとづき、当該被告の本店宛の合理的な通知を条件として、本判決の実施のために必要であり、そのために要請された場合には、本判決の対象となる事項に関連する書面による報告、要請ある場合には宣誓報告書、を随時提出しなければならない。
- ④本判決によって得られた情報は、i) 本判決の順守を確保するための合衆国が当事者となる法手続きの過程で公表される場合、ii) その他の法によって要求される場合を除き、司法省の職員または合衆国執行部の権限ある職員が公開することはない。当該情報が司法省の職員以外の合衆国の執行部の権限ある職員に公開される場合には、当該情報の公開は、当該被告への事前の通知の後、規則、法令または裁判手続きで要求される場合を除き、省または規制機関の当該職員以外に公表されない。」

ここでは、検査権限が命令順守の有無を確認するためのものであること、合理的な事前通知が必要であること、捜査範囲が合理的なものであること、当該捜査によって得られた情報の守秘義務等が定められている点が注目される。

## 2. 順守措置の態様

### (1) 判決文の配布、従業員の教育措置

(a) 教育措置

違法行為に対する差止措置が命じられた場合、ほとんどの事例で、価格決定等に関係のある役員、従業員に対する判決文の配布が命じられるが、上記の典型例のように、判決文の配布に加えて、従業員に判決文による禁止の内容を理解、徹底させるための教育措置が命じられることが多い。

1962年の重電設備の入札談合事件<sup>(19)</sup>は、広範かつ継続的に入札談合を行っていた悪質な事例であるが、判決では、命令の遵守を確保するための措置として、「判決の順守を確保する目的を達成するために適切な措置をとることが命じられ、その例として、以下の措置が命じられた。

「①特定の役員と従業員(重電設備の販売価格の設定に責任を有する者)に対し、本判決の条項を各従業員が順守する義務があることを示すG E社長の署名入りの書面と共に判決の写しを交付すること、この交付義務を履行した事実とその方法についての宣誓供述書を裁判所に提出し、その写しを反トラスト局に提出すること。

②国内での営業活動に関与する経営従業員に対し、判決の条項の適用・意味・効果について教育・指示する措置をとること。」

この判決では、判決文の『交付義務を履行した事実とその方法についての宣誓供述書を裁判所に提出し、その写しを反トラスト局に提出すること』が命じられており、当該配布命令の順守をさらに確認する措置が命じられている。また、本判決では、典型例のように、その内容の詳細は特定されていないが、従来反復されてきた違法行為を根絶するために、『判決の条項の適用・意味・効果について教育・指示する措置をとること』が命じられている点が特色である。

また、最近の事例として、1982年の乳業会社3社間の価格決定、市場分割が違反とされた事例では、「各社の価格決定について責任のある従業員は5年間にわたって順守計画を実施することが命じられた。この順守計画では、当該従業員への命令の配布、書面による指示の交付とその受け取りの確認、会合の開催、命令に定められた意見交換についての報告義務が定めること、」が要求されている<sup>(20)</sup>。ここでは、当事者が3社と少なく違法行為反復のおそれが大きかったため、このような教育措置が命じられたものといえよう。

このほか、1978年の婦人用衣料の小売業者間の価格協定が違反とされた判決では<sup>(21)</sup>、「その役員と従業員に対し、10年間にわたって命令による義務を指導すること、各年度の命令日ごとにその義務を履行するためにとったすべての措

置を報告すること、」が義務づけられてる。

また、1979年の強化コンクリート用小棒メーカー4社のフロリダ州内の政府機関等に対する価格・出荷割当て・入札価格の談合のための共謀が違反とされた事例では<sup>(22)</sup>、「各社が、5年間にわたって役員及び従業員の命令の順守に関する会合の開催を含む、命令の順守を確保するための積極的措置を実施すること、」が命じられている。

(b) 判決文の配布

このほか、多くの措置で判決文の配布が命じられている。この措置は、いうまでもなく、判決で禁止された行為が違法であること、その不順守は裁判所侮辱罪などの制裁の対象となることを従業員等に周知徹底させ、違法行為の反復を自発的に抑止させることを狙った措置である。判決文の配布先は、命令の適切な実施に不可欠な範囲の人に対して判決内容を通知するのが通常であり、取締役、当該製品・役務の製造または販売に責任をもつ会社役員、場合によっては、より低いレベルの従業員も対象となる<sup>(23)</sup>。

たとえば、1961年の電気抵抗器の入札談合事件では、「被告は、本判決の写しを、(a)現在および将来の全ての取締役会構成員、(b)取締役でない現在または将来の副社長および主要な営業担当役員、(c)当該製品・役務の製造・加工・販売に関わる子会社の現在及び将来の主要な経営役員、に対し交付するように」命じられている<sup>(24)</sup>。

なお、配布義務の履行に関しては、役員等の判決文の受領を示す確認書の徴求を求める事例や<sup>(25)</sup>、判決文の配布義務を履行したことの経営陣の宣誓供述書の提出を命じる事例もある<sup>(26)</sup>。

教育措置が同時に命令られた上記の事例の他、判決文の配布が命じられた事例として、1971年の製パン会社の価格協定が違法とされた事件では<sup>(27)</sup>、「製パン会社に対し、パン製品の販売について監督責任を有する従業員に対し、二つの確定判決の写しを配布することが命じられた。この確定判決では、当該会社は5年間これらの従業員が確定判決を受け取りそれを理解したことの確約書を1年ごとに提出させること、」が命じられている。

また、1956年の世界最大の車椅子メーカーとその全額出資会社2社間の合衆国に対する輸入制限、合衆国市場の分割、および共同の取引拒絶が違法とされた事件では<sup>(28)</sup>、「被告会社は、10年間有効である命令を順守するための政策を当社が定めたことを外国子会社の経営陣および役員に通知すること」ことが命



じられており、ここでは、判決文の配布を含む順守計画の策定とその周知徹底が命じられている。

(2) 順守状況の報告・監査

(a) 順守条項の監査

差止措置によって命じられた措置が順守、実行されているか否かを確認するために、定期的な監査が命じられている例がある。1977年の乳業3社のアーカンソー州における価格協定に対して<sup>(29)</sup>、5年間にわたる年度ごとの監査とその報告の裁判所及び反トラスト局への提出が命じられている。この判決では、「(A) 5年間にわたって、各被告は、毎年一回、本判決の条項を順守しているか否かを判断するために事業活動の監査を実施すること。この監査は、アーカンソー州内での酪農製品の生産または販売に関わっているすべての酪農製品の工場および販売関係事務所を対象とすること、

(B) 各被告は、前項による監査実施の方法の詳細についての説明書面を、第一回の監査に先だって裁判所及び原告（反トラスト局）に提出しその承認を得ること、

(C) 毎年の本判決の発効日後、可能な限り速やかに監査による認定事実の報告書を裁判所及び原告（反トラスト局）に提出し、かつ、当該書面を被告の責任ある役員に交付すること、」が命じられている。

この判決では、監査方法の事前承認と年度ごとの監査の実施、監査報告書の提出が命じられている点が特色であり、大手3社による支配という寡占的市場構造の下での慣行化した価格協定に対する厳格な順守確保措置として注目される。なお、同じ乳業3社は、1980年の判決でも、アーカンソー州内での乳製品の販売についての価格決定・入札談合・情報交換を禁止されると同時に、5年間にわたって年度ごとの命令の順守についての監査が命じられている<sup>(30)</sup>。

(b) 裁判所への出頭

差止措置によって命じられた措置が順守、実行されているか否かを確認するために、定期的に責任者が裁判所へ出頭して順守状況についての宣誓供述をすることを命じられた例がある。1975年の紙製ラベル・メーカーの価格協定等が違法とされた事例では<sup>(31)</sup>、「各被告の当該事項に責任のある役員が、10年間にわたって、毎年裁判所に出頭し、各被告の同意判決の条項の順守状況について宣誓供述をすること、」を命じた。紙製ラベルのメーカーに対しては、1977年の取引先・地域・市場の割当て・分割、価格決定が違法とされた判決でも<sup>(32)</sup>、

「各会社の役員は命令の順守状況について証言するために裁判所への出頭」が義務づけられている。

このほか、レミコン・メーカーが配送費を含む価格について協定することを禁じられ、価格を独自の判断により再検討することが命じられた例でも<sup>(33)</sup>、各社の役員は順守状況について証言するために裁判所に出頭することが命じられている。

### (3) 事業者団体に対する措置

事業者団体を通じて違反行為が行われた場合、当該事業者団体に対し違反行為の禁止、排除が命じられると共に、当該事業者団体の構成員による違反行為の反復を防止する措置をとることを当該事業者団体に命じることが多い。事業者団体の違反行為に対しては、以下の順守確保のための条項の一つまたは複数あるいは全部の条項が命じられる<sup>(34)</sup>。

「①同意判決の条項と合致しない当該事業者団体の約款・規則の廃止または削除、②当該同意判決の複本の各構成事業者への送達、③当該同意判決で特定された条項を約款に追加し、加入の条件として、構成事業者も同様に同意判決に拘束されることを明示するための約款の改正に必要な措置の開始と完了、④現在及び新規の構成事業者に対する当該改正約款の交付、⑤命令の条項を具体化した約款の違反を探知した場合の当該違反構成事業者の事業者団体からの除名、⑥構成事業者による命令の条項を具体化した約款条項違反の告発についてとった措置の政府への報告。」

これらの措置の内、①は当該事業者団体による違法行為を排除するための措置であり、②から⑥の措置は、当該団体の構成員事業者による違法行為の除去、反復の予防を狙った措置である。なお、命令条項の履行の確認のため事業者団体役員等の宣誓供述書の提出が求められることが多い<sup>(35)</sup>。

事業者団体に対する差止措置の例としては、生花栽培業者の団体、卸売業者の団体・金融業者の団体および広告会社が共謀して、価格決定、小売への直接販売の禁止等を図ったことが違法とされた1953年の判決で<sup>(36)</sup>、卸売業者の団体の解散が命じられると共に、栽培業者の団体の規約を新規加入を許容するように改正することが命じられた事例がある。ここでは、違反行為の禁止と共に、

#### 「Ⅶ 卸売業者の団体の解散

(A) シカゴ生花卸協会が以下の措置をとることを命じる。

(a)本判決の発効日から30日以内に解散する措置をとること、(b)当該協会の役

員と理事は協会解散のために取った措置の内容を記載した宣誓供述書を本判決の一日より90日以内に本裁判所に提出し、反トラスト局に送付すること。

(B) 被告は直接・間接を問わず、本判決のいかなる条項に違反または合致しない活動を行っている団体を組織し、その構成員となり、その活動に参加することを禁止する。

#### Ⅷ 構成員加入の命令

イリノイ州生花栽培業者連合協会に以下の事項を命じる。

(A) 生花の小売業者、卸売業者または栽培業者に対し、無差別の条件と基準で構成員となることを許容すること。但し、これらの業者を内部的な組織形成および会費算定のための目的だけで区分することは許容される。

(B) 役員会および理事会をのぞき、同協会の全ての構成員に全ての会合への参加を許容すること、

(C) 現在および将来加入を許容される構成員に本判決の写しを交付すること。」

ここでは、当該栽培者団体に加入することが栽培者の経営にとって不可欠であったために、当該団体への自由加入を確保する措置が命じられ、かつ、当該団体の民主的な措置を確保するための措置が命じられている。なお、団体内部の運営の民主化を命じた措置としては、1950年および1960年のASCAP判決があり<sup>(37)</sup>、ここでは、『議決権の不平等性の除去のための条項＝各構成員の行使できる議決権の数を設定し、事業者団体の各構成員が行使できる議決権数を決定するに当たっての点数制(system of set credit)を定めること』が命じられている。

この他、違法行為除去のために事業者団体の規約の改正が命じられた事例として、広告代理店の団体が手数料や信用供与条件等を決定し、かつ、会員代理店の取引先広告メディアの選別の基準となる行動基準または資格要件を定め、それに合致しないメディアとは取り引きしないことを定めたことが違法とされた事例で<sup>(38)</sup>、以下の事項が命じられている。

「被告に対し以下の事項が命じる。

(A) 本判決の発効日から60日以内に、団体の定款、規約、規則、政策等を本判決の条項と合致するように改正すること、

(B) 本判決の発効日から60日以内に、本判決の写しおよび本判決の条項を順守して改正した団体の記録（規約等）を、全構成員に対し郵送すること、

(C) (将来の構成員に対する判決文の交付)。」

上記の命令では、事業者団体の自主規制により違反行為の予防を図るために判決文の配布等が命じられているが、薫製魚メーカーの団体の配給業者に対する労働組合への加入強制、他の配給業者の取引先との取引回避の強制および違反配給業者に対する共同または単独の取引拒絶が違法とされた事例では<sup>(39)</sup>、当該事業者団体に対し、禁止命令を約款のなかに取り入れ違反構成員の除名措置をとること、違反行為に対する措置の報告が命じられている。この判決では、基本的な禁止命令として、『いかなる配給業者に対しても取引を拒絶することまたはボイコットすること』が全面的に禁止されると共に、順守措置として、

#### 「Ⅳ 約款の改正

被告団体に以下の措置をとることを命じる。

- (A) 本判決の発効日から30日以内に、本判決の写しを現在の全構成員に郵送し、全構成員に対する送達の完了を宣誓供述書により本裁判所および反トラスト局に届け出ること。
- (B) 本判決の発効日から3ヶ月以内に、本判決のⅤ項（禁止行為）を約款または規約の内容に取り入れるように改正し、それにより全構成員が拘束されるように、当該約款または規約が加入または構成員としての地位を維持することの条件であると定めること、
- (C) 本項(B)で命じられたところにより改正した約款および規約の写しを全構成員に交付すること、
- (D) 本命令第Ⅴ項の禁止措置を内容とする約款または規約に違反した構成員を直ちに除名すること、
- (E) 被告団体が、構成員の本命令第Ⅴ項の禁止措置を内容とする約款または規約に対する違反についての苦情申立について被告団体が取った措置について直ちに反トラスト局に届け出ること。」

この命令の内、(B)(D)(E)項は、団体からの除名を含む強い自主規制措置をとることを団体に命じたものであり、かつ、命令違反行為に対する苦情処理とその事例の報告を命じている点も注目される。

## 第2節 違反行為の類型ごとの差止措置の分析

### 第1款 価格協定

## 1. 協定の実施および実行手段の禁止

### (1) 協定の対象・実行手段の特定

価格協定が成立、実施された場合、その内容が、対象商品や対象サービスなどの対価を決定するもので、対象商品などが特定の範囲のものであれば当該協定の内容の特定は容易であり、当該商品、サービスなどについての協定の成立・実行を禁止すればよい。しかし、対象商品の対価が付随するサービスの提供などと実質的に関連している場合などは、それらを含めて禁止行為の内容を特定する必要がある。たとえば、典型例の一つとして検討した1977年のレミコン判決では<sup>(40)</sup>、レミコンの価格とその配送費の合計が顧客が支払う対価の全体を構成するので、レミコンの価格と配送費について協定等の禁止と情報交換・連絡行為の禁止が定められている。また、対価を定める場合、関連する要素が複雑であり、その全てに関して連絡交渉を実施し合意が成立している場合などは、その全てを特定して当該行為等の禁止を命じるが必要となる。

また、情報交換を通じて価格等に関する合意が成立している場合、合意成立の手段となった情報等を特定して、それに関する連絡行為、情報交換を禁止する必要が生じる。前者の典型例として、1991年の東部有名大学間の学費・奨学金等の協定事件を、後者の例として、1993年のCRS (computer reservation system, コンピューター網による予約システム) を通じた航空会社間の割引運賃の協定事件を取り上げる。

### (2) 協定対象の特定 — 東部大学学費協定事業<sup>(41)</sup>

この事件は、アイヴィー・リーグと呼ばれる東海岸地方の有名私立大学が、学費、奨学金、教授等の賃金に関して継続的な情報交換を行い、その詳細な細目に関して合意を締結した事件である。有名大学の学費は、この数十年急激に高騰しているが、入学生にとっては、学費の水準だけではなく、入学後の奨学金の付与の可能性や奨学金付与に係る諸条件の内容が重要な関心事である。そこで、東部有名私大の担当者が協議して、学費だけではなく奨学金の額およびその交付条件の詳細を定めたのが本件の事例である。

奨学金の交付条件としては、両親からの援助の有無・その額、休暇期間中の一定額の労働賃金の獲得などが定められ、それによって奨学金の額が左右されることが多い。そこで、本判決では、まず、学費や奨学金の額・その交付条件等の詳細に関して定義規定で内容を特定し、それらの全てについての合意の成立、情報の交換、連絡行為等を禁止している。

この事件では、禁止行為として、次のように命じられた。

## 「Ⅱ 定義：

- (A) 「学費 (student fee)」とは、大学が徴収する、授業料、部屋代・食費・機械使用料、および強制的経費、あるいは、上記のいずれかをいう。
- (B) 「家族負担分 (family contribution)」とは、学生及び学生の家族が、学費に充当するため、その収入及び資産から支払う金額をいう。
- (C) 「両親負担分」とは、家族寄与分の内、学生の親または両親がその収入及び資産から支払う部分をいう。
- (D) 「財政援助 (financial aid)」とは、特定の学生に対する全学費の減額分をいう。これには、奨学金 (贈与的援助)、自助援助 (学費貸付) および大学から、あるいは大学を通じて提供される学期中の雇用による学生の収入を含む。
- (E) 「成績基準援助」とは経済的必要性を理由としない財政的援助をいう。
- (F) 「必要性判断基準 (needs analysis formula)」とは、学生の必要度または家族負担分を算定し、または確認するための算定基準をいう。
- (G) 「夏期休暇貯蓄要件」とは、大学が次年度の学費に充当するために夏期休暇中に収入を得ること学生に対し要件とすることをいう。

## Ⅳ 禁止行為

各被告は、以下の行為を禁止される。

- (A) 直接・間接を問わず、他の大学と学生に与える奨学金または自助援助を含む財政的援助、または家族・両親負担分について合意すること。
- (B) 直接・間接を問わず、他の大学と、家族負担分または両親負担分の計算について合意すること。
- (C) 直接・間接を問わず、他の大学と、同一または共通の必要性判断基準について合意すること。
- (D) 一定の財政的援助の申請者についての必要性判断基準の適用または家族・両親負担分の算定方法について、他の大学からの要請により情報を提供し、連絡しあるいは情報を交換すること。
- (E) 直接・間接を問わず、他の大学と、成績基準援助の付与の有無が一般的基準によるものか特定の学生に適用されるものかについて合意すること。
- (F) 財政援助を受けている学生に対する夏期休暇貯蓄要件または自助努力についての計画または予定について、他の大学からの要請により情報を提供し、連絡しあるいは、情報を交換すること。

## 反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

(G) 連邦法により定められた場合を除き、財政援助の申請者に対し付与されるいは付与を申し出たことについて、他の大学からの要請により情報を提供し、連絡しあるいは情報を交換すること。

(H) 将来の学費または一般的な教授陣の月給水準についての子算要求を含む計画または予定について、他の大学からの要請により情報を提供し、連絡しあるいは情報を交換すること。

(I) 直接・間接を問わず、他の大学またはその役員、理事、代理人、従業員、受託者、または大学管理機関 (governing board) の構成員と、学費または教授陣の給与の決定、設定、上昇、安定または維持に関する、いかなる契約、協定、了解、措置、計画、結合または共謀を定めること。」

以上に説明したように、この差止命令では、特に奨学金の付与についての条件及びその適用手続きの詳細に関する大学間の情報交換、合意の成立が問題となり、奨学金の付与やその額の決定に当たって重要である「成績判断基準」や「必要性判断基準」等の詳細について合意の成立や情報交換が禁止されている。なお、この判決では、本事案が詳細な事項にわたる合意であり、そのためには、継続的かつ詳細な情報交換及び折衝が実施されたことを考慮して、前節第3款で検討したように再発防止のための強い順守確保措置を命じている。

### (3) 合意成立手段の特定 — 航空会社 C R S 運賃協定事件<sup>(42)</sup>

本件は、航空会社が C R S (コンピューターを利用した予約システム) を利用して、将来の運賃及び割引運賃や、運賃割引の適用条件に関して情報交換を行い、運賃や割引運賃、その適用条件に関して事実上合意が成立し、同調的な運賃決定を行っていた事例である。

航空業界では、複数の航空会社の路線を利用する場合、最初の搭乗路線を運航する航空会社が他の航空会社の運航路線の搭乗券を含む航空券を発行するが、このような航空券に記載されている記号や符号を通じて、航空会社間で他の航空会社の運賃政策、とくに将来の割引運賃の導入日時や適用条件などが、即時にかつ詳細に判明する仕組みになっていた。たとえば、割引運賃は、閑散期の集客手段として実施されるから、その適用期間の設定が競争上重要である。また、旅行期間の定めは (一定期間以内の旅行期間を当該割引運賃の適用条件とするもの) は、ビジネス客から隔絶して余暇旅行者だけに利用可能とする手段の一つであり、その決定内容は全体の収入を増加させるための重要な判断資料となる。本事件では、航空券上に通常人では識別不能な記号を記載すること

によって、これらの事項に関する情報をCRSを通じて航空会社間で即時に交換し、そのような情報をコンピューターで解析することにより、他の航空会社の将来の割引運賃政策が相互に判明するような仕組みとなっていた。さらに、本件では、航空運賃表刊行会社（ATP）が、CRSを通じて蓄積される情報を収集し各航空会社に当該情報を提供していた。

一方、CRS自体は、大量かつ複雑な連絡運送の処理のために必要不可欠の手段であるので、CRSの利用自体は禁止できない。そこで、CRSでの航空券発券により上記のような情報交換ができないようにするために、本命令では、当該情報交換の手段として利用されていた航空券上の一定の記号・符号などの使用を禁止し、かつ、それと同様な効果をもつ代替的な記号・符号の使用を禁止している。

本判決では、次のような禁止命令が下されている。

## 「II 定義

(B) 「ATP」とは、航空運賃表刊行会社 (Airline Tariff Publishing Company) をいう。

(I) 「航空券販売開始日 (first ticket date)」とは、ある運賃が販売に適用される最初の日をいう。

(K) 「脚注」とは、航空券販売開始日、同販売終了日およびある運賃の適用に対する制約条件を、ATPが蓄積、伝達するための仕組みをいう。

(L) 「脚注記号 (footnote designator)」とは、脚注の内容を特定するために用いられる文字 (ABC…等) および数字による記号をいう。

(N) 「航空券最終販売日 (last ticket date)」とは、ある運賃が販売に適用される最終の日をいう。

(R) 「付票 (tag)」とは、ある航空会社の一連の運賃をATPが同一の運賃分類として処理することを唯一の目的として、ある航空会社が使用する記号をいう。

(S) 「旅行日時」とは、ある運賃で当該旅客が旅行をできる限度となる日時をいう。

## IV 禁止行為

各被告は、以下の行為を禁止される。

(A) 他の航空会社と運賃を決定、設定、上昇、安定または維持することを合意すること。

(B) 航空券販売開始日、航空券最終販売日、あるいは、被告の運賃または運賃



変更の計画または予定に関するその他の情報を配布すること。

- (C) 当該航空会社の付票その他同様の記号システムを、他の航空会社に視認可能にし、または配布すること。
- (D) 自己の運賃または運賃変更の計画または予定に関する情報を他の航空会社に連絡することを唯一の目的として、自己の運賃を他の航空会社に視認可能にし、または配布すること。
- (E) ①同一の情報を有する脚注を識別できる複数の脚注記号を視認可能にし、または配布すること。②なんらの情報を含まない脚注を特定できる脚注記号を視認可能にし、または配布すること。
- (F) 運賃の等級または販売・旅行の条件以外の情報を有する運賃記号を使用すること。」

この事例では、航空券販売開始日、同販売終了日およびある運賃の適用に対する制約条件が脚注欄に符号で記載されており、これにより当該航空会社の将来の運賃政策が判明する仕組みになっている。そこで、本命令では、一般的な協定禁止命令を(A)項で定めるとともに、一般的な情報交換の禁止を(B)項で定め、(C)から(F)で、航空券上での記号・符号などによる同様な情報交換を禁止している。

本件は、複雑なコンピューター・システムを通じた巧妙な運賃決定方式にメスを入れた事案であり、協定実現手段を詳細に特定して、その禁止を命じた例として注目される。また、本件は上記の大学間学費協定事件と並んで最新の事例であり、今後の法運用の方向を示すものとして重要である。

## 2. 違法行為の再発予防・競争回復のための措置

### (1) 概観

違法行為に対する差止措置としては、まず当該違法行為が特定され、その実行手段とともに禁止を命じるのが差止措置の中心であるが、当該を行為の競争制限効果を有効に除去し、かつ同様な違法行為が反復されることを防止するためにさまざまな措置が命じられる。価格協定の場合は、中心となるのは価格等に関する連絡、情報交換の全面禁止であるが、このほか、日本法での運用と同様に、取引先に対して違反行為があったことを周知徹底すること、具体的には差止措置を命じた判決文の送付を命じる例が多い。この他、旧時の例としては価格の改定を命じたり、入札に当たって適正価格であることの宣誓書の提出を

要求した例がある。その他、共同ボイコットについては、取引拒絶の状況を把握するために取引記録の保存が命じられた例もある。

## (2) 情報交換・連絡行為の全面禁止

価格協定が成立し実施された事案では、ほとんどの場合、価格等に関する連絡行為、情報交換が全面的に禁止されている。このような連絡行為の全面禁止を命じることは、連絡行為の存在を立証するだけで命令違反を立証でき、反トラスト局による訴訟では命令違反に対しては裁判所侮辱罪が適用されるから、違法行為の有効な除去、再犯の防止にとって効果的な手段である。この連絡行為、情報交換の全面的禁止は、上記の医療費決定事件、レミコン事件、大学間学費決定事件、航空運賃決定事件<sup>(43)</sup>等でも命じられているが、この他、価格協定等に伴って連絡行為、情報交換の全面禁止が命じられた事例として以下の事例があげられる。

1962年の重電メーカーに対する同意判決は<sup>(44)</sup>、重電製品に関する価格協定、入札談合が違法とされた事例であるが、この判決では、『(当該判決で禁止行為の対象として)列挙されている重電製品の価格について、他のいかなるメーカーとも、連絡または情報を交換する』ことが禁止された。ここでは、対象商品が、違法な協定の対象となった重電製品に限定されているが、連絡行為、情報交換の相手方は、当該違反行為への参加者だけでなく、『他のいかなるメーカーとも、連絡または情報を交換することが禁止され』ている。このような全面的な禁止命令は、通常命じられている形式である。

1980年の消費者用バッグのメーカー間の価格協定、入札調整が違法とされた事件では<sup>(45)</sup>、「当該メーカーが価格決定の共謀を行ったり入札調整を行うこと」に加えて、「消費者用バッグの販売に関連する情報を他のいかなるメーカーとも交換すること」が禁じられている。この事件でも、禁止の対象は『消費者用バッグの販売に関連する(すべての)情報』であり、かつ『他のいかなるメーカー』との連絡、情報交換が全面的に禁止されている。

1980年の乳業会社3社の価格決定、市場分割が違法とされた事件では<sup>(46)</sup>、価格決定、市場分割が禁止されるとともに「南中央アラスカにおける価格あるいは乳製品の販売条件についての乳業会社間の情報交換」が禁止された。ここでも、禁止の対象は、地域は当該違反行為の対象となった南アラスカ地域であるが、対象事項は、『乳製品の価格あるいは乳製品の販売条件』と広く定められ、かつ対象事業者も『(全ての)乳業会社間』の情報交換が禁止されている。

1979年の折りたたみ式紙容器メーカーに対する同意判決では<sup>(47)</sup>、「25年間にわたって、価格決定・取引先割当・受注調整についての共謀と価格情報の交換が禁止」された。ここでは、禁止命令の期限が一応限定されているが、25年とわけて長期間にわたっていることが特徴である。このほか、禁止期間を限定した事例としては、1980年の靴強化用の感圧テープ・メーカー2社が、「10年間にわたって他のメーカーと価格決定をすること、価格等に関する情報交換を行うこと」が禁止された例がある<sup>(48)</sup>。この事例では禁止期間は10年と定められており、紙容器メーカーに対する事件よりも短い、10年でも禁止期間としては長いといえる。後に検討するように、それ自体では違法ではない特定行為の禁止は、当該違法行為による競争制限効果が消滅し、実際に市場での競争が復活し、当該行為を行っても違法行為反復のおそれがない期間に限って禁止されるのが理論上の前提であるが、価格等に関する連絡行為、情報交換行為は、それ自体でも価格協定を誘発する効果が大きく、そこで期間を限定する場合でも10年とか25年などのきわめて長い期間が定められている。

この他、1977年の紙製ラベル・メーカーの価格協定・市場分割等が違法とされた事例では<sup>(49)</sup>、「取引先・地域・市場の割当・分割、価格決定、および紙製ラベルのユーザーに一般的に公開されていない価格情報の提供」が禁止された。ここでは、取引先に公開されたいない価格情報の提供だけが禁止されているのが特色であり、これは、取引先に価格情報が提供されていれば取引先が各メーカーの価格の状況を比較することができるから、この場合は取引先の価格引き下げ圧力が大きくなり、メーカー間で価格情報を交換しても価格を同調させる効果が小さいからである。

### (3) 取引先への周知徹底

違法行為に対する差止措置で違法行為の禁止が命じられた場合には、命令の適切な実施に不可欠な範囲の者に対して判決内容を通知するのが通常である。配布先としては、前節第3款で検討したように、当該事業者による判決の順守を確保するために、取締役等への判決文の配布が命じられるが、さらに、取引先への配布が命じられる場合もある<sup>(50)</sup>。多くの判決でその取引先(顧客または供給者)に対し、郵送または新聞・業界紙での広告の方法により、命令の条項を通知することが命じられている<sup>(51)</sup>。

また、被告の取引先との直接の連絡に替えて、経済誌上での判決の広告を命じられることもある。その具体的な内容、たとえば掲載する経済誌の種類、広

告の回数などは事案によって異なっている。判決文自体の交付に替えて、判決内容を伝える(その具体的な内容は反トラスト局と被告の合意により決定する)文書の交付を命じる場合もある<sup>(52)</sup>。当該差止命令自体の交付に替えて文書の広告・交付が命じられた事例としては、1960年の自動車用ガラスの販売会社間の価格協定の事例がある<sup>(53)</sup>。顧客が多数であったり、あるいは顧客が主として消費者であり個別の送付が現実的でない場合には新聞や経済誌での広告による周知徹底措置がとられる。また、判決文が長文で難解である場合であり、顧客が消費者であるような場合には、判決文自体の交付に替えて、その内容を正確に伝える文書の周知徹底が命じられる。

なお、事業者団体による違反行為の場合には、当該同意判決の写しの各構成事業者への送達が命じられる他、命令の条項と合致しない当該事業者団体の約款・規則を廃止または削除し、かつ、当該差止措置で特定して命令された措置(作為・不作為の両者を含む)を約款に取り入れて改正し、加入の条件として、構成事業者も同様に同意判決に拘束されることを明示するように約款を改正し、当該改正後の新約款を現在及び新規の構成事業者に対して交付すること等が命じられている<sup>(54)</sup>。

### (3) 独自価格の確保・価格の再決定

#### (a) 概 説

価格協定等が実施された場合、わが国では、違法な価格協定が実際に排除されたか、それが反復されていないかを確認・監視するために、一定期間、価格・生産量等の報告を命じることがある。現行の反トラスト局の政策では、価格等に関する状況の追跡・監視するための報告は命じていない。この政策は、価格協定等が摘発された後に当事者間で連絡行為を行えば司法妨害等の罪に問われるので、実際上も当事者間では連絡行為を自粛するから、カルテル破りが生じることが多く、協定摘発後の競争回復については市場に任せるとの考え方である。しかし、1980年代初頭までは、価格協定の価格維持効果を打破するために、当事者の各自の独立の判断による価格の再決定を命じたり、入札に当たって入札価格の適正さを確保するために適正価格による入札であることを示す宣誓供述書の提出を命じた事例がある。これらの事例は、反トラスト法による差止命令の理論的に可能な範囲を示すものとして重要なので、その事例を検討する。

#### (b) 価格再検討・改定命令

価格協定が行われた場合に価格の再検討、新価格の設定を命じるのは、違法

な協定の禁止を命じただけでは実際に価格競争が回復しないとの考え方にもとづくものであり、これは違法な協定とその価格維持効果が実際に除去されたことを確保するための措置である。価格改定命令に当たっては、個別の独自の判断によって新価格を決定することが命じられるが、新価格の水準が適正なものであるか自体を審査することはしていない。しかし、新価格が適正なものであることを確保するために、新価格設定に当たって考慮すべき要素を特定して命じたり、新価格設定の過程についての記録の保存、提出を命じらるるなどの措置を命じている。また、新価格の適正さを確保する手段として新価格の公表が必ず命じられている。

① 1980年の靴強化用の感圧テープの価格協定事件<sup>(55)</sup>

この事件では靴強化用の感圧テープ・メーカー2社が、10年間にわたって他のメーカーと価格決定をすること、価格等に関する情報交換を行うことが禁止されたが、この判決では、これに加えて、各社に対し、国内販売価格を再検討し公示することが命じられている。本判決では、

「VI 順守計画

(C) 各被告は、本命令の発効日から60日以内に、

(1)感圧テープ製品の販売価格、値引き、取引条件を、各自の費用構造、各自の利益に関する判断及びその他の合法的考慮要因にもとづいて、独立して見直すこと、(2)上記の独立の見直しにもとづいて、感圧テープ製品の国内販売価格、値引き、取引条件を設定しかつ公表すること、(3)新しい感圧テープ製品の販売価格、値引き、取引条件が独自にかつ独立して決定されたことを保証する宣誓供述書を裁判所および反トラスト局に届け出ること。

(d) 感圧テープ製品の販売価格、値引き、取引条件の変更の度ごとに、当該変更が『独自かつ独立の判断により決定されたものであり、感圧テープ製品のいかなるメーカーとの合意または了解にもとづくものではないことを保証する販売責任者の宣誓供述供述書を作成し』、年度毎の順守状況報告書に添付して裁判所および反トラスト局に届け出ること。』が命じられている。

この命令では、新価格の設定に当たって考慮すべき事項として、『各自の費用構造、各自の利益に関する判断及びその他の合法的考慮要因』が特定され。それ『にもとづいて、独立して（価格等を）見直すこと』が命じられている点が特色である。また、この独自の価格決定が実行されていることを示す『宣誓供述書 (affidavit)』の提出が命じられているが、これは、上記の基準による新

価格の設定が実際にも行われたことを確保するための措置である。『宣誓供述書』に虚偽の記載をすれば、公文書での虚偽記載、司法妨害、裁判所侮辱などの罪に問われることとなるので、実際上の抑止効果も大きい。

② 1964年の電気抵抗器価格協定事件<sup>(56)</sup>

これは電気抵抗器のメーカー間の価格協定事件が違法とされた事件であるが、この判決では、「国内及びカナダでの事業活動に関して、電気抵抗器およびその製造材料についての現行の価格表を廃棄し、それに替えて、被告が製造または販売する電気抵抗器の材料及び製品の新しい価格を独自に決定すること。この新価格は、各自の費用構造および利益率に関する各自の判断及びその他の合法的な考慮要因にもとづいて、各被告が独自に決定すること。本判決の発効日以降に本項の定めにしたがって決定した価格を示す価格表を公表し、当該価格表に含まれる価格の決定に当たって用いた作業資料の写しを反トラスト局に送達すること。ロッド型抵抗器等については、判決発効後30日以内、それ以外の電気抵抗器等については90日以内に価格表を公表すること。現行価格表の廃棄は、各品目について、新価格表の公表日に効力を発生する。」と命じられている。

この判決では、①の事例と同様に、新価格の設定に当たって考慮すべき事項が特定されているが、価格再決定の期間が定められ、かつ、現行の価格表の廃棄が明示的に命じられている点が特色である。

③ 1977年レミコン価格等協定事件<sup>(57)</sup>

これは、レミコン・メーカーが配送費を含む価格について協定したことが違法とされた事件であるが、本判決では、違法行為とそれに関連する情報交換の禁止に加えて、各当事者が価格を独自の判断により再検討することが命じられ、かつ各社の役員が本命令の順守状況について証言するために裁判所に出頭することが命じられている。ここでは、

「V 価格の再決定

(A) 各被告は、それぞれ独立かつ独自に、ニッサ溪谷市場での現行のレミコンの販売価格、値引き、配送費および全ての他の販売条件を見直し、再計算にもとづいてそれらを定めること。

(B) 各被告は、本項(A)で命じた独立の価格等の見直し及び再計算の結果を書面に作成しなければならない。この見直しについての書面では、少なくとも以下の条項について記載しなければならない：

## 反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

①当該被告が販売価格、値引き、配送費および全ての他の販売条件を見直し、再計算に当たって用いた手法の全面的な説明、②各被告が、上記の見直し、再計算に当たって用いた会計手法の全面的な説明、③各被告が販売するレミコンの販売価格、値引き、配送費および全ての他の販売条件を構成する要因のそれぞれについての全面的な説明、④当該独立の見直し、再計算の以前と以後の各被告のレミコンの販売に関する販売価格、値引き、配送費および全ての他の販売条件、

(C) 本項(B)により作成した書面を本判決の発効日から90日以内に反トラスト局サンフランシスコ地方事務所に届け出ること。

### Ⅶ 裁判所への出頭

原告（反トラスト局）の申立、または本裁判所の職権により、各被告の責任者は、随時、本裁判所に出頭し、当該被告の本判決の条項の遵守状況について宣誓供述をしなければならない。」

この判決では、新価格決定に当たっての考慮要因は特定されていないが、新価格設定の経緯、根拠を示す書面の作成、届出が命じられ、新価格決定の独立性が審査される仕組みになっている点が特色である。ここでも、本判決の順守状況一般について裁判所に出頭して宣誓供述 (sworn statement) をすることが命じられているが、この供述にあたって虚偽の事実を述べれば、上記の宣誓供述書における虚偽の供述と同じ効果が生じるので、違反行為の抑止効果は大きい。

### (C) 適正価格の宣誓書の提出

公共工事への入札談合が行われた場合、上記の価格改定命令に加えて、または、それに替えて、当該入札価格が適正な (in good faith) ものであることを示す宣誓書の提出が命じられた例がある。1962年の重電設備の入札談合事件では<sup>(58)</sup>、重電設備メーカーが、価格を独自の判断により再検討・改定し当該価格を一般に公示することが命じら、かつ、入札に当たっての宣誓供述書の提出が命じられている。これらの判決では、一定の重電製品の価格についての価格協定と情報交換が禁止されるとともに、

「(2)①被告は、本命令の発効日から一年以内に、本件製品の建値および価格規定を、適法な考慮にもとづき、独自かつ独立して見直し、再決定すること、②上記のところにより見直し、決定した価格及び価格規定を公表すること」が命じられ、かつ、

「連邦政府および地方自治体に秘密入札をする場合には、本判決の発効日から10年間、以下の宣誓供述書を発注者に交付しなければならない。その内容は、『私は、最善の知識と信念により、①〇〇(入札相手方氏名) に対する▲▲(入札対象製品) についての当社の入札は他のいかなるメーカーまたは販売業者との共謀によって決定されたものではないこと、②当社は、上記の入札に関する価格・条件等について当該製品のメーカーまたは販売業者と連絡しておらず、また入札の公的公開以前に連絡していないこと、を誓います。署名 販売責任者・監督責任者』と定められている。

この判決では、新価格の設定内容の監査についての詳細な命令は含まれていないが、入札に当たっての宣誓供述書の提出が命じられ、当該宣誓書の内容が別紙で特定されている点が特色である。

この他、政府機関に対する入札に関して、「5年間にわたって、政府機関に対する入札に当たっては、当該入札価格が独自の判断によるもので善意のもの(in good faith)であることの宣誓書面を提出しなければならない。」ことが命じられた例がある<sup>(59)</sup>。

## 第2款 再販売価格維持・取引拒絶等

### 1. 再販売価格維持

#### (1) 差止措置の基本的内容

再販売価格維持に対する差止措置では、『販売店に対し、メーカーまたは総販売元が、当該製品の設定、示唆、特定された価格等について示唆、要請、強制または要求すること』が一般的に禁止されると共に、具体的にとられた再販売価格維持の実施手段について、当該行為を有効に除去するために実施手段を特定し、当該行為を禁止するのが通常の形態である。再販売価格維持の実施に当たっては、示唆価格等を順守しない販売店に対し供給停止等の手段をとるのが通常であるが、差止命令では、示唆価格等の順守の要請に反したことを事実上の理由として取引拒絶することを全面的に禁止すると共に、順守状況の確認のために、販売店に対し供給を拒絶した事例の記録保存とその定期的な報告を命じる等、再販売価格維持の手段として事実上用いられる取引拒絶を有効に防止するための措置などが命じられている。

#### (2) 事 例



① トヨタ自動車再販売価格維持事件<sup>(60)</sup>

ここでは、日本のメーカーが再販売価格維持行為の禁止の違反に問われた典型例として、トヨタ自動車の事例と日産自動車の事例を検討する。

1975年のトヨタ自動車再販売価格維持事件では、トヨタに対し再販売価格維持行為の破棄が命じられているが、ここでは、トヨタ車の総代理店とその子会社配給業者が、販売店に対し、『輸入車を含む自動車、自動車部品の設定、示唆、特定された価格、値引き額、下取り割引額、掛け率または販売利益率について示唆、要請、強制または要求すること、』が一般的に禁止されると共に、本事件でとられた再販売価格維持の実施手段である価格に関する広告の制限、販売先、販売地域の制限、その実施のための取引拒絶が特定して禁止されている。

また、再販売価格維持の実施措置として、価格、値引きまたは価格に関する広告についての販売店の苦情の報告を奨励し、またはそれに対応して措置をとること、販売店の販売先または販売地域に関する制約を販売店に順守させること、価格、取引先または販売地域を理由として、販売店契約を解除し、または解除すると脅かし、供給を停止するなどの販売店に対する制裁措置をとること、が禁止されている。

本差止措置では、次のように命じられている。

「I 価格・販売地域及び広告

被告は、以下の条項に関する契約、協定、結合、了解、計画または事業計画による権利について、合意、順守、維持、実施または要求することを禁止する。

- (a) トヨタ製品の販売、販売の申し出または広告についての価格または値引き額を決定、設定、維持または順守させること。
- (b) 消費者がトヨタ製品の購入支払代金の一部としてトヨタ販売店から受け取る中古車下取り値引き額を決定、設定、維持または順守させること。
- (c) トヨタ販売店がトヨタ製品の販売に関連して、無料付属品、オプション装備、燃料またはその他の商品の提供または広告を制約または制限すること。
- (d) トヨタ販売店がトヨタ製品の販売、販売の申し出または広告できる地域または取引先を制約または制限すること。
- (e) トヨタ販売店との販売契約の付属条項として、

①当該販売店がトヨタ製品配給業者等の指定する方法・内容でトヨタ製品の広告をすること、②当該トヨタ販売店が広告に使用する材料についての事前承認を要することを要件とすること。

## II 価格・取引先・解約

被告の以下の行為を禁止する。

- (a) トヨタ製品以外の製品を含めて、被告が決定、示唆、または特定した、自動車、自動車部品および付属装備の価格、値引き額、下取り額、掛け率または利益率を設定、採用、広告または順守することを示唆、要請、強制または要求すること。
- (b) トヨタ製品販売業者に対し、他のトヨタ製品販売業者の値付け、値引き額、または価格に関連する広告についての苦情申立または当該行為に対する措置をとること奨励すること。
- (c) トヨタ製品販売業者に対し、当該販売業者がトヨタ製品を販売、販売の申し出および販売のための広告をできる取引先または販売地域についての制限を順守すること、または順守行為を実施することを示唆、要請、強制または要求すること。
- (d) トヨタ製品販売業者に対し、当該販売業者がトヨタ製品を販売、販売の申し出および販売のための広告をした価格、取引先または販売地域を理由として、当該販売業者との販売契約を解約し、解約の脅しをし、または更新を拒絶すること。
- (e) トヨタ製品を販売、販売の申し出および販売のための広告をした価格、取引先または販売地域を理由として、当該販売業者に対するトヨタ製品の販売を停止、制約または制限するなど、当該販売業者に対し制裁を課すこと。

## III 価格表示、情報揭示、一方的示唆（許容行為）

本同意判決の命令は以下の行為を禁止するものではない。

- (c) トヨタ製品販売業者に対し、トヨタ製品の小売価格、値引き額、掛け率または利益率について一方的に示唆すること。ただし、このような示唆にあたっては、各販売業者が決定した小売価格、値引き額、掛け率または利益率で販売することが自由であること明示しなければならない。

## IV 通知（周知徹底）、配給契約条項の廃止

- (a) 各被告が販売業者との協定および販売業者契約のうち、本判決の条項と合致しない部分を順守または実施することを禁止する。
- (b) Toyota Motor Sales, U. S. A., Inc. は、本同意判決の発効日から90日以内に、トヨタ製品配給業者のすべての取引先トヨタ製品販売業者に対し、本判決の写しを郵送し、同時に、原告（反トラスト局）が同意する内容の書面で、各

トヨタ製品販売業者が独自の裁量によって決定した価格、取引先および地域でトヨタ製品を販売、販売の申し出および広告できることを通告すること。

(d) Toyota Motor Sales, U. S. A., Inc. は、本同意判決の発効日から90日以内に、すべてのトヨタ製品配給業者に対し本判決の写しを郵送し、同時に、原告が同意する内容の書面で、各トヨタ製品配給業者が独自の裁量によって決定した価格、取引先および地域でトヨタ製品を販売、販売の申し出および広告できることを通告すること。

(h) 各被告は、本判決の発効日から120日以内に、本項(a)(b)(d)(f)の順守に関する事実及びその態様に関する宣誓供述書 (affidavit) を原告に提出しなければならない。

#### V 報告義務

(10年間にわたる内部教育措置に関する年次毎の報告義務)。この報告では、販売契約を解除し、あるいは更新を拒絶したトヨタ製品配給業者の氏名・住所と、解約・更新拒絶の理由も示さなければならない。」

この命令では、一方的な価格の示唆は許容されているが、その場合には、『このような示唆にあたっては、各販売業者が決定した小売価格、値引き額、掛け率または利益率で販売することが自由であること明示しなければならない』とされている。また、取引先販売店に配布する文書として、本判決文だけではなく、『各トヨタ製品配給業者が独自の裁量によって決定した価格、取引先および地域でトヨタ製品を販売、販売の申し出および広告できることを通告すること』を命じたのは、販売店の自主的判断による価格競争の復活を狙った措置である。さらに、再販売価格維持等に関する要請不順守に対する制裁措置としての取引拒絶が反復されることを監視し防止するために、年次ごとの順守条項に関する報告書の中で、『販売契約を解除し、あるいは更新を拒絶したトヨタ製品配給業者の氏名・住所と、解約・更新拒絶の理由も示すこと』とされている点も、実質的な再販売価格維持の継続を防止するための措置である。なお、継続的供給契約の中の本判決と反する条項について、その削除ではなく、その実施、それにもとづく権利行使を禁止するという不作為命令の形態をとっている点も日本法の運用とは異なった点である。

#### ② 日産再販売価格維持事件<sup>(61)</sup>

この事件では、メーカーによる自動車販売業者に対する再販売の制約の除去が命じられている。ここでは、日産車の総配給業者が以下の行為を禁止されて

いる。

- 「①販売御者に対し日産製品の販売にあたっての価格、値引き額、下取り額、掛け率および利益率を示唆すること、  
 ②販売業者の共同広告に対し、当該配給業者が指示した価格と異なる価格が当該共同広告で明示または含まれていることを理由として、共同広告の費用の一部のメーカー負担を「共同広告計画」の一環として拒絶すること、  
 ③販売業者の広告費用の配給業者による一部負担の条件として、当該広告の中で日産が設定した価格を明示または含むことを要求すること、  
 ④他の販売業者の値引きまたは下取り額についての苦情申立を報告すること、あるいは、それに対し措置をとることを奨励すること、  
 ⑤再販売価格を理由として配給契約を解約することあるいは解約の脅しをすること。  
 ⑥再販売価格を理由として日産製品の供給を停止、制約または制限すること。」

この事件では、『日産製品の販売にあたっての価格、値引き額、下取り額、掛け率および利益率を示唆する』ことが全面的に禁止されている。これは、示唆価格が事実上維持されている点に注目して命じられた措置である。

本件では、再販売価格維持の実施手段としてメーカーによる販売店の広告費補助（共同広告制）が採用されているが、それを示唆価格の順守確保のための手段とすることが特定して禁止されている。また、販売店同士の監視体制として、『他の販売業者の値引きまたは下取り額についての苦情申立の報告、あるいは、それに対する対応措置を奨励すること』を禁止している点が注目される。

## 2. 取引拒絶・対価差別等

### (1) 取引拒絶

#### (a) 共同の取引拒絶

事業者の協定による取引拒絶に対しては、取引拒絶に関する協定等の禁止が命じられるのが基本であるが、隠された協定によって事実上の取引拒絶が実施されることを防止するために、取引拒絶の状況に関する記録の保存が命じられる例がある。全面リース制（販売をせずリースのみによる）を維持するためにボーリング設備メーカーが共同して当該設備の販売を拒絶したことが違法とされた1964年の事例では<sup>(62)</sup>、差止措置として、「被告が、その製造する設備の将来の一定の購入者・または賃借人に対し設備の販売を拒絶することについて他

## 反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

のメーカーと協定を締結すること、」が禁じられると共に、「ボーリング設備のメーカーに対し、その受領または作成から5年間、ボーリング設備の販売、リースまたは配給の拒絶に関して本店での経営職または管理職から受領した全ての帳票を、判決の日から15年間にわたって保存すること」が命じられている。これは、共同の取引拒絶が事実上継続または反復して行われていないかを監視するための措置として注目される。

### (b) 単独の取引拒絶

市場支配的企業の競争者排除行為が独占行為として違法とされた事例では、当該企業の分割措置とともに、排除のための取引拒絶の禁止と並んで、客観的に供給可能な場合の供給命令が下されたことがある。そのような事例として、バナナの生産・輸送・輸入について独占的地位を有していた United Fruit 社が取引拒絶や対価差別により競争事業者を排除したことが独占行為に該当するとされ、差止措置の中で、継続的取引先の注文を充たして供給可能である場合には、所定の州内での卸業者の購入注文に対しバナナを販売することが義務づけられた例がある<sup>(63)</sup>。

この判決では、分割措置が命じられるとともに、種々の抑圧的・制限的協定の禁止と並んで、一定の供給拒絶が禁止され、供給命令も命じられている。この判決では、以下の事項が命じられている。

### 「VI 禁止措置およびバナナの販売命令

#### (A) 禁止命令

(5) (b)United社の配給業者、販売業者または取引先と、合衆国内のいかなる事業者に対するバナナの購入拒絶または供給拒絶に関する契約、協定、了解又は計画を締結し、または参加すること、

(6) United社の再販売価格に関する指示または示唆を遵守することを条件として、またはその了解の下に合衆国内でバナナを販売しまたは販売の申し出をすること、または、上記の指示あるいは示唆を順守しなかったこと理由としてバナナの販売を拒絶すること、

#### (B) 供給命令

United社は、継続的な取引先の注文を充たしのみ供給可能である場合には、別表に定める州内で購買を求める配給業者に対しバナナを販売しなければならない。但し、現行の価格および通常の見積条件で販売すれば足りる。また、十分な信用条件を充たさない者に対しては、現金販売に限定することができる。本

条項は、United社が本件判決による分割措置を終了してから5年間効力を有する。」

この事例では現金販売等の条件を付することなどの条件付きであるが、供給命令が下されている点が注目される。米国の反トラスト法では、取引先選択の自由の原則からみて一定の理由による取引拒絶の禁止が命じるという不作為命令の形をとるのが通常であるが、この事例のように、圧倒的な市場支配力をもち、悪質な競争者排除行為の手段として取引拒絶を継続的に実施していた事例では、一般原則の例外として強制的な供給命令を下すことが必要と判断されたものである。

## (2) 対価差別等の差別的取り扱い

対価差別等の差別的取り扱いについては、差別することを禁止する不作為命令が下されるのが通常であるが、1982年のA T & T 同意判決では<sup>(64)</sup>、独占体の分割命令に伴って、新規参入事業者に対する電話サービス等の無差別の供給が命じられている。このほか、無差別の条件での販売が命じられた事例として、1959年の酒類メーカーに対する差止措置の事例がある<sup>(65)</sup>。この判決では、「洋酒メーカーが、メリーランド州モンゴメリー郡酒類規制部にに対し、卸売業者への仕切価格よりも高くない価格で、かつ購入可能性やその他の販売条件について無差別の条件で、洋酒を販売すること」が義務づけられている。この事例も、実質的な供給強制を命じた例として注目される。

## 第3節 連邦取引委員会による差止命令

### 第1款 連邦取引委員会の権限

#### 1. 連邦取引委員会の裁量権

##### (1) 基本原則

米国の連邦取引委員会 (Federal Trade Commission, 以下 F T C と略称) は、連邦取引委員会法第5条の定めにより、クレイトン法違反行為と連邦取引委員会法第5条の不正な取引方法に該当する行為に対し、差止命令 (cease & desist order) を命じる権限を有している。F T C の差止命令に関する審決は、日本法と同様に連邦控訴裁判所による司法審査の対象となるが、裁判所の審査権限の範囲は、当該差止命令と違法行為の間の合理的関連性の点に限定され、差

止命令の可能な選択肢の内どれを採用するかに関するF T Cの判断の妥当性については、司法審査は及ばない。差止命令の内容策定に関してのF T Cの権限の範囲は、F T Cが複雑な経済問題に法を適用するために設立され、かつ、その運用に当たっては政策的な考慮も必要であるという行政委員会としての役割に着目して、広いものと解されている。米国の考え方では、行政機関の行為を法的に規制するために、その権限の範囲については制限的に解釈するという考え方はとっていない。違法行為の存在に関しては、規制する側のF T Cが挙証責任を負うが、違法行為の存在が立証された後は、当該違法行為の効果を有効に排除するという法目的達成の観点からまず優先され、ある違法行為に対するF T Cの命じた差止命令が違法か否かは、上記のように、当該命令に当該違法措置との合理的関連性が有るか否かの点を基準として判断され、かつ、当該差止命令が当該違法行為と合理的関連性がないことの挙証責任は、被審人側が負うものとされている。

## (2) 判例・審決での処理

F T Cの専門性に着目して、F T Cの権限の範囲を広く解釈するという原則は1944年の控訴審判決で示されている<sup>(65)</sup>。これは絨毯に関する不当表示の事例であるが、この判決では、「救済措置 (remedy) の点についての行政機関の判断を裁判所が審査する権限は、事実認定についてと同様に制限されている。このような行政機関は、その専門分野についての能力と権限を有しており、それ故、裁判所は当該行政機関が必要と認めた措置命令を左右することはできない。当該措置命令に関する対立利益の総合衡量の点については、当該行政機関が全ての点で最高の権限を有している。」ことが明らかにされている。

また、1951年の事業用名鑑についての不当表示に対するF T Cの差止命令の是非が問題となった事例では<sup>(66)</sup>、「違法行為が立証され認定された場合に、委員会が適切な措置命令を決定する権限を有していることは確立した原則である。このことは、委員会がその裁量権を明白に濫用している場合以外は、当該違法行為の除去のために選択された措置の是非を裁判所が決定できないことを意味する。」との理論が示され、かつ、「本件では委員会による権限濫用は立証されていない。」ことを理由として、被審人による審決取消の訴えが却けられている。

当該F T Cの差止命令に当該違法行為との合理的な関連性が明らかにないこ

とについての挙証責任が被審人側にあることは、1970年のビールの再販売価格維持行為が問題となった事例でも明確にされている<sup>(67)</sup>。この事例では、ビール醸造業者による、販売業者に対するテリトリー制の実施が禁止され、かつ、取引拒絶が再販売価格維持の手段として利用されることを防ぐために、ビールの品不足の場合に、取引先に平等に供給する（割当制）が命じられているが、本件では、地域外へ販売した配給業者に対する取引拒絶の禁止、テリトリー制の禁止およびビール不足時における割当制を定めたF T Cの差止命令に対して、『この命令を採用したならば、供給する地域を定めて配給業者を選択する権利を醸造業者が放棄せざるを得ず、企業維持のために当該醸造業者が必要な市場に参入する能力が消滅すること、また、命令で定めた割当制は単純すぎて醸造業者が効果的に実施できないこと』を理由とする醸造業者の申立てが却下された。この判決では、『本件命令は当該違反行為と合理的な関連性があり、政府側が違反行為の存在についての挙証責任を果たしたならば、救済措置に関する疑問点については、政府側の有利に解決される』とし、『救済措置に関する疑問点については』被審人側に挙証責任があることが明確にされている。

1951年の消臭剤の欺瞞的広告に対するF T Cの差止命令が問題となった判決では、「控訴裁判所の司法審査の範囲は、委員会の差止命令の選択に当たっての判断が許容可能なものであるかの点に限定され、それを超えるものではない。我々の見解では、委員会は被審人の申し出を許容することも可能であった。しかし、当委員会がそれを選択しておらず、委員会の差止命令の選択に当たっての判断が許容し得るものである以上、当裁判所はそれを覆すことはできない。」とされている<sup>(68)</sup>。

また、1963年のWaltham社製時計について西独製であることの不表示およびWaltham製時計の販売権から生じる利益についての不当表示が問題となった事例では<sup>(69)</sup>、「当裁判所であれば異なった命令を策定したであろうという事実は、F T Cの救済措置を修正することを要求するものではない。というのは、救済措置を策定する機能は第一次的にF T Cに属しているからである。」として、差止命令の可能な選択肢の内どれを採用するか点に関しては、F T Cが最終的な判断権限を有することが明らかにされている。

なお、F T Cの差止命令を命じる権限は、将来に向かって当該違法行為を禁じるものであり、遡及的に当該違法行為に対し制裁を課するものではないが、F T Cは当該違法行為による不当利得を消費者に対し返還することを命じる権



能を有しており、それを命じても不当に懲罰的でないことが1971年の審決で明らかにされている<sup>(70)</sup>。この事件では、雑誌廃刊後の前納講読料の一部返還が命じられているが、この差止命令に関して、審決では、

「F T Cの命令で、訴状提起以前の一定期間について消費者への払戻しを命じたことは、F T Cの差止命令の機能が将来へ向かってのものでなければならないという要件に違反するものではない。遡求的または将来へ向かってと言う区別は差止命令のなかの特定の条項が適法であるか否かを決定するための分析枠組みとしては適切ではない。F T Cによる差止命令は、違法とされた行為の原因と結果の関連を問題としそれにもとづいて命じられるものであるから、その意味では、つねに遡求的な性格を有する。また、F T Cの命令は、将来の行為の継続・反復を除去することを目的とし、そのように策定され、そのような効果を有するものであるから、将来へ向かって効果を有するものである。『遡求的／将来へ向かって』という枠組みが問題なのではなく、F T Cが命令を策定するに当たって、違法と認定された行為を除去するために合理的にみて必要であるという限度を超えているか、その内容が過大であり、その本質が懲罰的であるか否かの点が問題である。」との理論が示されている。

このように、差止命令の妥当性に関してはF T Cが広い権限を有していることが判例法でも確立した原則となっており、ここでは、行政機関の行為の法的規制という観点から法執行機関の権限を制限的に解するという立場はとられていない。

### (3) 差止命令の適切性

具体的な事例の処理に当たって、どの範囲の差止命令が当該違法行為と合理的関連性があるかの判断は、一義的に明確な回答を示すことが困難な問題であるが、この判断に関しては、第一次的にF T Cに権限が与えられており、個々の事例での産業の実態等を総合的に判断して決定される。自社製の広告フィルムの排他的上映についての興業者との排他的供給契約が違法とされ、当該契約の許容期間を1年に限定したF T Cの差止命令の是非が問題となった1955年の最高裁判決では<sup>(71)</sup>、

「裁判所は、専売契約の期間を一年に限定したことをとらえて、F T Cがその許容できる判断権限を逸脱したということはできない。特定の事業行動の市場に与える正確な効果は裁判所ではなくF T Cが判断すべき事柄である。ある競争方法がどの点から「不公正な」なものになるかは、しばしば、特定の状況の

存在、当該事業慣行の内容または問題となっている事業活動の実際的な効果によって異なるからである。」との理論によりF T Cの審決が支持されている。

当該救済措置が当該違法行為の除去のために適切・必要であるかの点については、しばしば禁止の内容の程度が問題となるが、この点は事実の政策的評価に関する問題として、F T Cが第一義的な判断権を有している。例えば、ダンス・レッスンの販売についての不当表示と取引の強制が問題となり、ダンス・スタジオ4社に対して1,500ドル以上の契約を全面的に禁止したF T Cの命令の是非が問題となった事例では<sup>(72)</sup>、「1,500ドル以上の契約の全面的禁止について、1,500ドルを超過するダンス教習サービスがすべて不公正な (unconscionable) であることをF T C側が立証していないことは、F T Cの命令に対する抗弁とはならない。F T C法第5条による差止命令を命じる権限は、違法と認定された行為や行動に限定されるものではない。差止命令の目的は当該行為の継続を阻止することであるが、この目的を達成するためには、必要な場合には、それ自体では合法的な行為を禁止することができる。」として、禁止の程度に関する問題についてのF T Cの判断が尊重されることが示されている。

#### (4) 合理的関連性の範囲

上記のように、当該差止命令の妥当性については、ほとんどの事例でF T Cの判断が尊重されているが、当該違反行為との合理的関連性の範囲を明らかに超えていると判断されれば、F T Cの命令が覆される。たとえば、禁止の必要性が事案からみて大きくなく、かつ当該禁止命令の内容が一般的に過ぎて命令の順守が困難であるような場合には、当該差止命令は違法とされる。供給業者に対する違法な販促費用の支払をさせたことが不当な対価差別の強制に当たるとして、同種行為を一般的に禁止したF T Cの差止命令の是非が問題となった事例では<sup>(73)</sup>、

「F T Cは、違法と認定された過去の行為の継続および、同様なまたは関連する将来の違反行為を禁止する命令を策定する広範な裁量権を有しているが、この裁量権は、単一の違反行為だけを根拠として、全ての違法行為の差止を命じる権限を与えるものではない。それ故、当該違反行為が明白に違法なものではなく、当該行為が廃棄されており、当該行為が復活することを示す事実がなく、高度に違法性が不明確な領域で違反行為者がその事業活動が違反となるか否かを確実に知ることができないような場合には、差止命令は、違法と認定された特定の行為に限定されなければならない。」として、F T Cの裁量権を制限的

に解する見解が示されている。

また、違法行為が存在した場合、それ自体では合法的な行為でも当該違法行為の実行手段として利用されている場合には、このような行為の禁止を命じることができるが、その禁止期間は、当該違法行為の防止に必要な期間に限定される。たとえば、自社ブランドのビニール・床材・壁材の再販売価格の違法な決定及びその維持が違法とされ、安売り業者の排除のための当該被審人の行為が長期間にわたって禁止された事例では<sup>(74)</sup>、まず、F T Cの命令策定についての裁量権について、「協定による違法な再販売価格維持が継続的に実施されていた場合には、それ自体では合法的な行為でも、その実際的な効果が違法な行為を以前と同様に効果的に実施できるような行為をとらえ、当該行為の禁止が違法な行為の効果を終結させる有効な手段であることを決定する権限をF T Cは有している。」としながら、合法的な行為の不作为命令の期限の点については、「メーカーに対し、販売権のない販売業者への転売を禁止する目的での販売業者と配給業者の一覧表の回付、安売り業者を特定するための製品への記号の記入、安売り販売業者および配給業者に対する取引拒絶を、これらの行為が再販売価格維持を違法に実施するための手段であるとの根拠で禁止するF T Cの命令は、これらの行為は再販売価格維持と関わりがなければ合法であるから二年間に適用範囲を限定するべきである。それ自体では合法的な行為の禁止を当該行為の違法行為の実施手段となる効果を除去するために必要な期間以上に拡大することは、不合理に懲罰的であり、違法行為の除去のためのものではない。」として、F T Cの審決を覆している。ここでは、『それ自体では合法的な行為の禁止』は『当該行為の違法行為の実施手段となる効果を除去するために必要な期間』に限定するという基準が示されていることが注目される。

## 2. 差止命令の範囲

### (1) 作為命令・確認命令

#### (a) 原則

F T Cの差止命令は、基本的には一定行為の不作为を命じるものであるが、必要な場合には一定の作為を命じることもできる。上記の1971年の廃刊雑誌の講読料返還命令事件審決<sup>(75)</sup>は、F T Cによる作為命令が可能であることを明確にしている。この審決では、「F T Cは一定の行為を実行することを、差止命令で命じることができる。作為命令は違法と認定された行為の予防のため、

かつ、当該違反行為が競争に与えた悪影響を除去するために必要である」ことが明らかにされている。

また、違法行為が自発的に廃棄され、それが効果的であった場合には、FTCは、行政手続法による権限にもとづき差止命令に替えて違法宣言審決を下し、被審人に順守状況報告書 (compliance report) の提出を命じることができる。旅行鞆とゴルフバッグの購入者に販売促進割引を提供した行為が違法な価格差別に当たるとされた1964年の審決では<sup>(76)</sup>、「本件では、当該行為が廃棄され反復されないことが被審人の宣誓供述書により保証され、かつ、FTCの認定によれば、法を順守するための自発的な産業全体による措置をとることについての顕著な前進がみられる」との判断により、違法宣言審決が下されている。

#### (b) 予防措置

上記のように、FTCは違反行為の反復の予防のために作為命令を下すことができるが、将来の違法行為の予防のために当該違法行為よりも広い範囲を対象として禁止命令を下すこともできる。この理論は、1952年の最高裁判決で明らかにされている<sup>(77)</sup>。この判決では、

『FTCの差止命令は、将来に向かって違法行為を予防するためのものである。この目的を達成するため、委員会の権限は、過去に存在したと認定されたと全く同一の違法行為の禁止に限定されるものではない。委員会に対し議会が付託した目的を達成するためには、委員会の権限は、違反行為者が旅した狭い径 (こみち) だけを塞ぐことに限定されない。当該差止命令が咎められることなく回避されることを防ぐためには、委員会は禁止された目的地への全ての径路を効果的に塞ぐ権限を有しなければならない。』

との理論が示され、FTCが違反行為の予防のために広い権限を有することが確認されている。

このほか、台所用品の価格の不当表示等に対する差止命令の是非が問題となった事件では、「違反行為の対象となった製品だけではなく、全ての製品を対象としている差止命令は広すぎるものではない。FTCが、いかなる、かつ全ての製品について違法行為を禁止するように差止命令を広く定めたのは、全く合理的である<sup>(78)</sup>。」とされている。このほか、当該違法行為の対象となった製品だけではなく、被審人の全製品についての対価差別が禁止された例として、1965年のビスケットの対価差別に関する事例では、「当該メーカーのクッキーとクラッカーの競争小売業者間について価格差別を行ったと認定された事業者

に対する、当該メーカーの全製品についての価格差別を禁止したF T Cの命令が適切なもの」とされている<sup>(79)</sup>。

(c) 合併の禁止

クレイトン法に違反する合併に対し分割を命じるF T Cの権限を定めた同法11条b項を根拠として、同一業界内での一定期間内の事前承認なしの合併を禁止した例がある。商業用肉処理設備の製造または販売業界での合併が違法とされた1965年の事例では、F T Cは、本件合併により取得した企業の分離、関係者への当該企業の資産譲渡の禁止、営業譲受人への技術・市場情報の一年間の提供義務、分離措置の報告義務を命じると同時に、『本命令の確定後、10年間にわたって、被審人は、F T Cの事前承認を得ずに、直接または間接に、あるいは子会社等を通じて、商業用肉処理設備の製造または販売に従事するいかなる会社の株式、持ち分または資産の全部またはその一部を取得してはならない。』を命じている。この差止命令の是非に関して、裁判所は、「本差止命令の救済措置は、一見苛酷にみえるが、この点についての本件の処理には重要な問題点はないと考える。いずれにせよ、本件命令は、本件のような事例においてF T Cが有する広範な裁量権の範囲内に含まれるように策定されている。」との理論によりF T Cの命令を支持している<sup>(80)</sup>。

また、焼結金属バネのメーカーの合併が違法とされた1970年の事例では<sup>(81)</sup>、「F T Cはクレイトン法11条b項により、合併規制手続きにおいて分離命令を下すことができ、この規定により、F T Cは、合併会社に対し、10年間の期間中、F T Cの事前承認なしに同様な合併をすることを禁止する命令を下すことができる。」との理論が示されており、また、最近の事例でもこの理論が支持されている。

最近の同様な事例としては、ヤマハとBrunswick社による合併事業により船外発動機産業における競争の滅殺または独占を形成したことが違法とされた1982年の事例で、「三年間の期間中、船外発動機の製造・配給・販売の分野で、F T Cの事前承認なしに企業買収を行ってはならない旨」の命令が下されているが、この事例に関して、ヤマハ側は「ヤマハは違法な合併事業の取得側当事者ではないから、ヤマハに対する将来の合併規制命令は不合理である」と主張した。これに対し裁判所は、

「F T Cは、ヤマハが、合併事業を通じて、競争制限的な方法で合衆国市場に参入することを選んだ前歴があることを考慮して、本命令条項は合理的である

と考えている。企業取得を通じて市場に参入する場合には、事前にF T Cの判断を求めることをヤマハに要求するのは、単に将来の企業取得が競争制限的でないことを保証するための措置にすぎない。この監督条項は、ヤマハの将来の行動に課せられた制約としては許容できるものであり、明白に合理性の範囲内のものである。」として、F T Cの事前承認要求条項を合理的なものであると判断し、当該差止命令を支持している<sup>(82)</sup>。

## (2) 行為類型

違法行為に対してF T Cが差止命令を命じるに当たっては、禁止の対象は当該違法行為に限定されるものではなく、当該違法行為の除去、反復の防止に必要な場合には、合理的に必要な範囲内で、より広い類型の行為の禁止を命じることができる。このことは連邦最高裁の判決で確認されている。この事件では<sup>(83)</sup>、F T Cが加工食品の仲介手数料の値引きが違法な対価差別に該当するとして全ての顧客に対する仲介料の減額を禁止する命令を下したことが、F T Cの権限の範囲を超えているとした連邦控訴裁判所の判決に対し、最高裁は、以下のように述べてF T Cの措置を支持している。ここでは、

「販売業者の仲介業者が特定の買い手と当該販売業者の販売を促進するために違法に仲介料を減額していた場合には、控訴裁判所がF T Cの差止命令を違法とされた行為と当事者に正確に限定したのは間違いである。F T Cは当該仲介業者による違法行為の反復を予防するために適切な差止命令を策定するについて広い裁量権を有しており、『いかなる』販売業者または買い手が関係するかを問わず、全ての取引について当該仲介業者の違法行為の反復を阻止する点でこの裁量権を逸脱しているとはいえない。」との理論が示されている。

また、石油会社にタイヤ・バッテリー等を一括販売し、石油会社に手数料を支払うことによって、ガソリンスタンドでの石油製品とタイヤ等の抱き合わせ販売と同様な行為を実施したことが違法とされ、F T Cがタイヤ・メーカーの販売手数料計画を全面的に禁止した差止命令の是非が問題となった事例に対し、最高裁判決では<sup>(84)</sup>、F T Cの当該差止命令が是認されている。この判決では、

「F T Cは、いうまでもなく、違法な行為に対処する為に適切な救済措置の選択について広範な裁量権を有している。さらに、他の当事者に対し同様な行為を反復することを防止するための措置を命じることも、その権限に含まれている。被審人が石油会社の権力構造を利用してタイヤ・バッテリー等(T B A)

についての競争を制限する慣行を14年間の長きにわたって継続してきたことの十分な証拠がある。したがって、FTCが、このような慣行を排除するためには、被審人（タイヤ・メーカー）の販売手数料計画を全面的に禁止することが適切であると判断したことは可能である。……（違法行為の反復についてはFTCは新しい事件として処理することもできるが）、議会は不公正な競争方法に対処するために必要な救済措置の策定について、FTCに第一次的な権限を与えている。したがって、裁判所が介入できるのは、違法行為と救済措置との間に合理的な関係がない場合に限られている。」

「（石油会社について、）FTCは明白な強制行為を禁止するだけでは不十分と判断している。この結論は正当である。本計画（TBAの販売手数料計画）が長期間行われた慣行であり、かつ被審人（石油会社）が明白な（販売業者に対する）強制行為を行っていることを考え合わせると、それ以上のことを命じるには十分な理由がある。FTCが本件慣行を除去するためにはその完全な禁止が必要であると判断したことは許容できる。そうでなければ、販売業者は違法な不公正競争方法からの完全な自由を享受することができない。したがって、本件命令は、FTCの権限の範囲内にある。」との理論が示され、FTCの判断が支持されている。

差止命令の範囲を当該違反行為に限定せず、同種の行為を一般的に禁止することは、脱法的行為による禁止命令の回避を防止するためにも必要である。百科事典等の販売に関する虚偽広告および支払遅延損害金の徴収についての欺瞞的慣行に対するFTCの差止命令の是非が問題となった事例では<sup>(85)</sup>、

「百科事典の販売業者に対して、商品の販売のきっかけまたは見通しを得るための虚偽、誤認的、または欺瞞的な言明または表示を一般的に禁止したFTCの差止命令は、当該命令でFTCが特定の欺瞞的表示しか認定していない場合でも、広すぎることとはできない。本件差止命令は認定された違法行為と合理的に関連性がある。というのは、当該違法行為の限定したより狭い範囲の差止命令では、被審人に、欺瞞的表示の方式を変更し、公衆を欺瞞することを継続することが可能となるからである。虚偽、誤認、欺瞞的な広告に関するFTCの裁量権は、少なくとも、違法な仲介手数料の減額の事例と同様に広範なものである。」との理論によりFTCの審決が支持されている。

同様な理論によりFTCの差止命令を支持した事例として、1952年の台所用品の不当表示に対する差止命令の例がある<sup>(86)</sup>。ここでは、同種行為の反復禁

止命令の一部として子会社を通じた同種行為反復の禁止が命じられているが、この差止命令の是非について裁判所は、

「F T Cの差止命令の文言は、台所製品のメーカーが他の事業者を利用して違法な目的を達成することを防止するように定められている。F T Cの権限は、過去に用いられた特定の計画を禁止することに限定されるものではない。F T Cは、当該基本計画を達成するための応用行為 (variation) を禁止する権限も有している。違法な事業活動が立証されている場合、F T Cの差止命令を修正する裁判所の権限は厳格に制約されており、もし、審査権限が及ぶとしても、本件では当該違法な計画が多少修正された形で再現することを防止するためのF T Cの努力には不適切な点は何もない。」との理論により、F T Cの命令を支持している。

応用行為による禁止命令の回避を防ぐための措置をしてF T Cの広範な差止命令が支持された事例としては、1958年のグリーティング・カードの取引妨害に関する事例がある<sup>(87)</sup>。この事例では、裁判所は、『F T Cの権限は、過去に実施された違法行為と全く同一な行為の禁止に限定されるものではない。F T Cは、この範囲を超えて、望ましい目的を達成するために必要となるような当該行為の応用行為を禁止することもできる。委員会は、当該行為の応用行為を対象とできる拡張解釈を可能とするような一般的な禁止命令により、応用行為を禁止できる』との理論によりF T Cの命令を支持している。

この事例は、競争事業者のカードを販売業者から購入し破棄したことが取引妨害に該当し、かつ差別的な販売促進費用の補填を実施していたことが対価差別に該当するとされた事例である。この事例では、F T Cが「本件での違法行為に当たる行為について、①競争事業者が小売業者に販売および配給したグリーティング・カードの購入を申し入れること、あるいはその在庫分を購入し買い上げること、②競争事業者が当該小売業者に配給したグリーティング・カードを処分または廃棄するように小売業者と合意または取り決めること、」の禁止を命じたのに加えて、同様な効果を持つカードのメーカーの混同誤認をもたらす措置を禁止した。具体的には、「③当該小売業者に配給されたグリーティング・カードについて、競争事業者の商標又は商号を不明確にし、またはその特定を困難にするために、カードを台紙から外し他の台紙に張り付けること。」を命じている。

この命令に対し、被審人が、カードメーカーまたは配給業者の商標および商



## 反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

号が記載された台紙から競争事業者のカードを外し、当該カードを商標および商号の記載されていない台紙に張り付けさせ、自社の展示ケースに混在させて販売させたことが、本件の命令違反とされ、当該違反行為に対する制裁金の賦課を求めた訴訟での判決が、本件の事例である。

判決では、上記の行為について、「当該白紙台紙は被審人の台紙の被審人の名称等を抹消したもので、このような行為は、従来競争メーカーと取り引きしており、競争メーカー製品の繰り越し在庫を有していた小売業者と新規取引を開始する場合に実施された。このような行為は自社製品専用の販売ケースでの製品の統一性を保つために必要であった。」と判断し、「本件の差止命令での『競争事業者の商標又は商号を不明確にし、またはその特定を困難にするために』という基準は、カード本体だけではなく、台紙にも適用される。白紙の台紙に張り付けられていた競争メーカーのカードを他の台紙に張り付けることは、業界の慣行であり不公正なものではないが、上記の行為は、競争事業者の商標および商号をまったく消滅させるもので、上記の禁止基準に該当する」との結論を下している。さらに「違法とされた行為は競争メーカーの台紙を自社の商号の記載された台紙に張り直したこと、あるいはカードに記載された競争メーカーの商号の上に自社の商号をスタンプで記載した行為であるから、本件の行為は命令の禁止条項に該当しない」との被審人の主張に対し、上記の、F T C は禁止行為の応用行為をも禁止する権限を有するとの理論により、応用行為の禁止命令として、F T C の制裁金賦課の要求についての禁止命令の条項の拡張解釈が認容された。

また、自動車用部品についての対価差別が違法とされ、自動車用部品一般についての禁止命令が下された事例では<sup>(88)</sup>、F T C の差止命令が、特定の種類の同種の格付けと品質を有する自動車用製品の競争販売業者間の価格差別の事例に限定されていないのは、F T C の対価差別に対する命令として対象が広すぎ、その権限を逸脱しているとの自動車用製品メーカーの主張が却けられた。ここでも、

「本差止命令は当該メーカーが過去に差別の手段として用いた特定の行為を阻止し、かつ同一の結果を達成するような応用行為を禁止できる程度に広く定められている。F T C の差止命令は、当該メーカーの実行した狭い範囲に限定されるものではなく、技術的には当該差止命令を順守したことになるが、実際には命令を順守していないという事態が生じることによって、命令の効果が無

に等しくなることがないように、十分な裁量の余地が与えられている」との理論によりF T Cの命令が支持されている。

### (3) 対象地域

当該違法行為の抑止、反復予防のために必要な場合には、当該違法行為の対象地域よりも広い地域について差止命令が下されることがある。たとえば1965年のビスケットの対価差別に関する判決では<sup>(89)</sup>、「当該メーカーのクッキーとクラッカーの競争小売業者間について価格差別を行ったと認定された事業者に対する、当該メーカーの全製品についての価格差別を禁止したF T Cの命令が適切なものとされ」ている。

また、1961年の対価差別に関する判決では<sup>(90)</sup>、製パン会社が、中小の競争事業者が営業している地域に限定して、当該競争事業者を市場から駆逐する目的で、特定の種類のアイスクリーム・コーンの価格について違法に価格を差別したとF T Cが認定した事例で、F T Cの差止命令が価格切り下げの行われた地域に限定されていないことを理由としてF T Cの命令を破棄すべきとの被審人の主張が却けられている。この判決では、「当該事業者が実施したと同様な一般的類型の不正な取引行為に対する禁止を回避し、同様な行為を策定することを防止するために十分な命令をF T Cは命じているのであり、それは、F T Cの権限の範囲内である。地域的な範囲については、被審人が明白な違反行為を行ったと認定されているのだから、当該被審人が事業活動を行っている全ての地域で同様の行為を行うことを禁止する命令は適切である」としてF T Cの命令が支持されている。

地域的州際トラック運賃決定機構（NEMRB）による二つの州での共同運賃決定行為に対する差止命令で、州主権免責が適用される場合を除き、当該運賃機構が活動している全ての州での同様の活動が禁止した事例がある<sup>(91)</sup>。この事件は、マサチューセッツ、ニュー・ハンプシャー、ヴァーモントおよびロード・アイランドの各州での運賃決定機構による州当局への運賃の共同申請が違法とされたが、このうち、マサチューセッツ州とニュー・ハンプシャー州では州主権免責原則が適用されない。この事案に対し、F T Cは、「①財貨の州際運送および関連サービスの価格を決定するいかなる結合または共謀の禁止、②運賃または料金委員会の活動禁止、③NEMRBが、その構成員に特定の運賃を採用することの要請の禁止、④NEMRBが競争運送事業者間の討議の結果である運賃を意図的に調整または届出ることの禁止、⑤NHMRBに、構成員がF T Cの

命令を順守することを加入資格とするように団体規約を改正することの命令、  
⑥既に届けた運賃の撤回」を命じた。この命令では、対象地域は、違法行為が  
成立したマサチューセッツ州とニュー・ハンプシャー州に限定されていない  
が、FTCは、

「差止命令の範囲を全ての活動地域に拡大することによって、命令の実施が簡  
素化でき、抗弁の成立しない州での将来の違反行為に対する防止措置として機  
能する。当該決定機構の運賃決定活動は、違法行為が認定された州に限定され  
たのではなく、当該活動は差止命令の対象となっている全ての州に影響を与  
えており、かつ、本件の二つの州での運賃決定活動とその他の州での決定活動  
は不可分の関係にある。」として、差止命令の対象地域が違法行為の行われた  
地域に限定さるべきとの被審人の主張を却ぞけている。

また、再販売価格維持についての適用除外が撤廃される以前の事例であるが、  
再販売価格維持適用除外州もふくめて再販実施行為を禁止したFTCの命令が  
支持された例がある<sup>(92)</sup>。この事件では、再販売価格維持違法州(non fair trade  
states)に所在する卸売業者に対し、再販売価格維持適用除外州内でメーカー  
の指示再販売価格の順守に同意しない小売業者をボイコットすることを強く要  
請したことがFTC法違反と認定されているが、FTCは、「新規の小売業者  
契約が締結されるまでの間、アウトサイダー規制のない適用除外州内の小売業  
者が指示再販売価格を無視することを奨励するための措置として、当該メー  
カーが、アウトサイダー規制のある適用除外州(non-signer fair trade state)内  
の全ての小売業者に対し本件差止命令の写しを郵送するように命じられ、かつ、  
三年間にわたって、製品容器に価格を記載すること、再販売価格を適法に規制  
できない州内で適用除外州での再販売価格を広告中に使用することを禁止」す  
る差止命令を命じた。このFTCの差止命令について、裁判所は、「本件の事  
例でのFTCの差止命令は必ずしも懲罰的とはいえない。」として、FTCの  
命令を支持している。

この他、電子製品のメーカーが、非適用除外州での同社の消費者用電子製品  
の再販売価格を決定すること、2年間にわたって非適用除外州で販売業者に小  
売価格を示唆することが禁止されると同時に、「同期間中に、公正取引活動(適  
用除外州での再販売価格維持)に従事すること、適用除外州内を含めて主要な  
都市部で小売価格を示唆することが禁止された事例がある<sup>(93)</sup>。

### 3. 順守確保措置

#### (1) 根 拠

F T C の差止命令の順守を確保するための措置としては、命令不履行に関する民事制裁金の制度があるほか、F T C の規則で、差止命令が下された事例についての、被審人の命令の順守状況を示す報告書の提出に関する要件と手続きが定められている<sup>(94)</sup>。この「善意の (in good faith) 順守報告書の提出は、差止命令の効果的で意義ある実施体制の第一歩である。」とされている<sup>(95)</sup>。

#### (2) 周知徹底措置

##### (a) 従業員に対する周知徹底

F T C の差止命令の順守を確保するための措置としては、上記の制裁金と順守報告書の制度に加えて、関連する従業員等への審決文等の周知徹底が命じられ、対象従業員の受領確認書の徴求が命じられることがある。ただ、この受領確認書での『当該従業員が将来違法行為を行わないこと』の記載を命じることができるかの点については、憲法上の思想信条の自由等との関連で疑問があり、そこまでは命じていないのが実状である。

この点について、上記の台所用品の不当表示に関する事件では<sup>(96)</sup>、F T C の最初の命令では、現在または将来の全ての販売員に、『本件差止命令による義務を順守し本件命令で禁止されている行為または活動に従事しないこと、上記の義務に違反した場合には解雇され、または手数料・賃金そのたの報酬の支払を停止されることに合意する』旨の同意書を提出させることを命じていた。しかし、修正後の命令では、『本件差止命令の写しを現在又は将来の全ての販売員または同社の製品の販売に従事する者に交付し、これらの者から、本件命令の受領についての署名入り確認書を徴求すること』と変更された。このF T C の修正後の命令について、裁判所は、「修正後の命令は被審人の販売員等が本件命令の条項を知っていることを確認するという委員会の主要な目的を効果的に達成すると同時に、被審人とその販売員の法的権利を侵害する可能性についての疑いを回避している。したがって、修正後の命令は支持できる」との理論を示している。

##### (b) 取引先への通知

悪質な事例では、上記の措置に加えて、違法とされた行為の内容を取引先へ通知することが命じられることがある。1966年の対価差別に関する審決では<sup>(97)</sup>、違法とされた販促計画の取引先への通知が命じられているが、この事

例では、「当該メーカーの社長が、顧客が経費負担 (allowance) を要求したことを立証する記録を所持しているとの陳述が偽証だったことを自白しており、また、二人の販売員が顧客に経費負担を通知したと証言したが実際には通知を行っていなかった」事案に対し、当該メーカーは、顧客全員に対し、当該メーカー販売促進計画を書面で通知することを命じられた。F T Cは、この事件での取引先への通知命令の根拠として、「法の一般的要件はともあれ、F T Cは、違法行為を犯した者に対し、将来の行動について、より厳格な基準で法を順守することを命じることができる」との理論を示している。

## 第2款 違法行為の類型ごとの差止命令の態様

### 1. 価格協定

#### (1) 原則

F T Cは、シャーマン法に関しては施行権限を有しないが、シャーマン法違反行為は連邦取引委員会法第5条で禁止している不公正な取引慣行にも該当するとするのが判例法上確立した原則であり、価格協定や再販売価格維持も連邦取引委員会法第5条違反行為としてF T Cの規制の対象になる。価格協定については、情報交換により価格協定と同一の効果が生じている場合には連邦取引委員会法第5条違反が成立する。また、地域別引渡価格制などそれ自体では違反でない行為でも、それが価格協定の成立・実行手段となっている場合には、当該行為が一定期間禁止されている。

#### (2) 情報交換

情報交換を通じて共謀が成立し、あるいは同調的な行動が容易になったことをとらえて違法とした事例として1992年の粉ミルク情報交換事件がある<sup>(98)</sup>。これは上位三社で約90%のシェアを占め高度に寡占的である人工栄養ミルクの市場で、第一位の事業者が粉ミルクの政府調達での入札にあたって自己の入札価格を事前に他社に示し、同調的行動をもたらしたこと、また、従来行っていなかった消費者向け広告の実施について3社間で情報を交換し、広告の制限を実施したことが違法とされた事例である。この事件では、第一位のメーカーが『入札書の提出日前に、入札の金額、または公開市場システムが採用される可能性を高めるような方法で入札する意図を明かにすること』が禁じられ、消費者向けの広告についても、同社が『消費者向け広告に関し、①競争業者と、消

費者向けマス・メディア広告に関する情報を意図的に交換すること、②競争業者と合法的なマーケティング方法を自粛または制限することを合意し、または合意しようとする事、③競争業者に、消費者向けマス・メディア広告を制限し、または人工栄養ミルク協議会その他の団体の広告制限コードを採用することを受け入れるよう奨励すること」が禁止されている。

この事例では、高度に寡占的な市場での同調的行動を成立させるような行為に対して、それ自体では合法的な行為の禁止が命じられている点が注目される。

### (3) 地域別引渡価格制

地域別引渡価格制は、それ自体では違法ではないが、運賃の大小が競争上重要な製品について、競争者間の価格を統一させる効果がある。寡占的な鉛地金メーカーに対し、競争事業者の価格と同調 (matching) する目的または効果を有する地域別引渡価格制または同種の価格設定方式を個別に採用することを禁止する F T C の差止命令を違法とした連邦控訴裁判所の判決に対し、連邦最高裁は次のような理論で F T C の命令を支持している<sup>(99)</sup>。

「鉛地金のメーカーが製品の販売についての地域的引渡価格制の採用と実施を共謀で定めたことが F T C 法違反に該当すると認定した場合、F T C は、当該メーカーに対し、競争事業者の価格と同調 (matching) する目的または効果を有する同一または同種の価格設定方式を個別に採用することを禁止する権限を有する。本件の救済措置は、認定された違法行為と合理的な関連がある。当該価格設定方式の簡明性はそれ自体で違法な価格操作に該当するおそれがある。当該価格引渡制は本産業において四半世紀にわたって採用されており、本制度の創始者であり、かつ第一の受益者は、従前に反トラスト法違反者と認定されている。本命令は地域別引渡価格制の個別の採用それ自体を禁止しておらず、また、競争を促進するために実際の運賃額を割り引くことを禁止してはいない。……さらに、産業で競争が回復した場合には独自の採用の禁止を削除する旨を F T C は明らかにしており、本命令は暫定的な措置である。また、地域別引渡価格制の採用は、当該引渡価格制の結果として競争事業者との価格の統一性が生じた場合にだけ本命令違反となる。」

本件の差戻審において、控訴裁判所は、『F T C は地域別引渡価格制の個別の使用を禁止する権限はない』とする原判決の部分を削除し、F T C の差止命令を支持する判決を下している<sup>(100)</sup>

この他、1957年の控訴裁判所の判決でも<sup>(101)</sup>、地域別引渡価格制の個別の採

用を禁止するF T Cの命令が支持されている。この判決では、「鎖および鎖関連製品のメーカーに対し競争事業者の引渡価格と体系的に同調させる目的または効果を有する三つの引渡価格制を個別に採用することを禁止したF T Cの差止命令は、F T Cが当該メーカー等が当該引渡価格制の採用について共謀したと認定した場合には、広すぎるものではない。F T Cの差止命令に対し、それが適切な証拠の裏付けがないこと、あるいは、それがF T Cの権限を明白に逸脱していると主張して、当該差止命令が全く恣意的なものであるとすることはできない。したがって、当該命令を司法審査で破棄することはできない。本命令では、引渡価格制の個別の採用それ自体を禁止しているものではない。本命令違反は、単一の基準地の採用、運賃の均等化または地域別引渡価格制の結果、価格の統一性が生じた場合だけ、違反が成立する。それ故、本命令は工場渡し価格の採用を強制していない。さらに、条件が変動し本命令による禁止が競争回復のために必要ではなくなった場合には、本件命令は修正されるであろう」との理論が示されている。

## 2. 再販売価格維持等

### (1) 実施手段の禁止

再販売価格維持が実施された場合、その実行手段となっている行為は、それ自体で違法なものでなくても、当該違法な再販売価格維持を除去し予防するために必要な場合には、必要な範囲で禁止される<sup>(102)</sup>。F T Cによる再販売価格維持の規制の典型的な事例として、1971年のビール再販売価格維持事件がある<sup>(103)</sup>。

この事件では、「地域外へ販売した配給業者に対する取引拒絶の禁止、テリトリー制の禁止およびビール不足時における割当制」を定めたF T Cの差止命令に対し、「この命令を採用したならば、供給する地域を定めて配給業者を選択する権利を醸造業者が放棄さざるを得ず、企業維持のために必要な当該醸造業者が市場に参入する能力が消滅すること、また、命令で定めた割当制は単純すぎて醸造業者が効果的に実施できないことを理由」としてF T Cの差止命令の取消を求める醸造業者の申立てに対し、裁判所は、「本件命令は当該違反行為と合理的な関連性があり、政府側が違反行為の存在についての挙証責任を果たしたならば、救済措置に関する疑問点については、政府側の有利に解決される」との理論にもとづいてF T Cの審決を支持している。

この事件は、再販売価格維持の手段として卸売業者の協力を確保し、そのための組織的監視措置を実施していた。この事件では、示唆価格を順守しない販売業者に対して取引を拒絶することによりが価格統一政策が実施されていた。その具体例としては、

「①ビール会社の地域販売担当者は違反小売業者に対しビール会社が示唆した価格を順守しない場合には取引を拒絶すると脅していた。かれは、示唆価格を小売業者が順守することを確実にするために配給業者を利用していった。②ある地域販売担当者の報告では、当該小売業者が安売り価格を広告したことを理由として配給業者が当該小売業者への供給を停止している。③販売担当者の報告では、示唆価格で販売しない小売業者に対し配給業者が適切な措置をとることを計画している。④配給業者は、安売りをしている小売業者には供給していないことをビール会社に報告している。⑤ある地域販売担当者の報告では、適正利益が確保される水準まで小売価格を引き上げることを拒絶した小売業者に対し措置が取られるであろうと報告している。⑥ある小売業者の証言では、(安売りを停止するようにとの) 警告に引き続き供給が停止され、彼が営業を譲渡した後に供給が再開されている。⑦証拠によれば、配給業者はビール会社の示唆に従って独立の判断で取引を拒絶したのではなく、ビール会社の価格政策に従って取引を拒絶していることが立証されている」等の行為が認定されている。

この事案に対し、FTCは、被審人およびその子会社等の以下の行為を禁止している。

「1. Coorsビールを配給業者が小売り業者に販売する価格または小売業者が消費者に販売する価格を決定、維持、設定または固定する目的または効果をもつ、契約、協定、結合、了解、または行動 (course of conduct) を締結、維持または実施すること。

2. 配給業者が小売業者に販売する希望価格 (suggested price) または強制的価格を示す価格表またはその他の書面、または小売業者が消費者に販売する希望価格または強制的価格を示す価格表またはその他の書面、を公表、配布、交付すること。

3. 配給業者が小売業者に販売する場合および小売業者が消費者に販売する場合の掛け率、利益率について被審人が適切、妥当と信じる水準に関する情報およびその点に関する示唆を、配給業者または小売業者に公表、配布、交付すること。



## 反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

但し、2. および3. の命令は本審決の発効日から2年間。本審決の2年後に、被審人が当該製品の再販売段階で競争が行われたいることを証明した場合に、希望価格、希望掛け率等の公表が許される。

4. Coorビールの配給業者に対し、以下の理由でビールの販売を拒絶し、あるいはCoorビールの配給業者への供給を停止または停止すると脅かすこと。

A. 当該配給業者が、被審人が承認または推奨したものと異なる価格、掛け率あるいは利益率で販売し、あるいは販売するおそれがあること。

B. 当該配給業者の取引先が、被審人の承認または推奨したものと異なる価格、掛け率あるいは利益率で販売し、または広告したこと。

C. Coorsの配給業者が当該配給業者に付与された販売地域外の他の配給業者または小売業者に販売したこと。

D. Coorsの配給業者が、他の醸造業者の製品を配給または配給を予定していること。

5. 当該配給業者がCoorビールを配給できる地域または取引先を決定、設定、限定または制限する契約、協定、結合、了解、または行動を締結、維持または実施すること。

6. 過去3ヶ月間の当該醸造工場からの購入額に比例して平等に出荷量を割り当てる方法、または、当該Coorsの配給業者との取引が1年以内である場合について同様に公平に出荷を割立てる方法以外の方法で、ビール在庫不足の場合に配給業者に対しCoorsビールを出荷割り当てすること。

7. 当該配給業者が割当地域外の顧客に販売したこと、または当該配給業者またはその取引先が、被審人が承認した価格、掛け率あるいは利益率より低い水準で販売したことを理由に、当該当該配給業者の注文の全量の供給を拒否すること。

8. 配給業者に中央倉庫直接渡し販売を禁止すること。

9. Coorsビールを、当該小売業者が供給する唯一の淡色生ビールとして提供することを条件とする目的または効果をもつ、契約、協定、結合、了解、または行動を締結、維持または実施すること。

10. Coorsビール配給業者となるため、またはその地位を維持するために、当該配給業者の競争業者のビールの取扱中止または禁止を要件とする目的または効果をもつ、契約、協定、結合、または了解を締結、維持または実施すること、または同様の目的効果を有する措置または行動をとること。

11. Coorsビールの配給業者間または小売業者間の競争を妨害、抑圧または消滅させ、または妨害、抑圧または消滅させることを試みること。」

が命じられている。ここでは、2. 3. で小売価格の示唆も禁止されていること、取引拒絶について、その理由を詳細に特定して禁止していること、6. で割当制による供給強制が命じられている点が注目される。

この他、違法な高級磁器の再販売価格維持に従事したと認定されたメーカーに対する、設定再販売価格を順守しない他の販売業者を報告することを販売業者に要請すること、設定価格を順守しない販売業者を脅かし、または圧力を掛けることを禁止した1968年のF T Cの命令が、このような行為が多少過去のものになっていたにも拘らず正当なものとされた事例がある<sup>(104)</sup>。裁判所は、『このような活動は販売業者の価格順守を確保する手段として伝統的に用いられており、これらの行為は、違法と認定された行為と合理的な関連性がある』との理論を示し、F T Cの差止命令を支持している。

## (2) 取引拒絶の規制

再販売価格維持に当たっては、取引拒絶が主要な手段として用いられるが、取引先選択の自由の原則との関連もあって、当該取引拒絶が禁止された目的のものかを判定することは困難な場合が多い。そこで、上記のビール再販売価格維持事件審決では<sup>(105)</sup>、配給業者との契約を解除する場合の手続を詳細に定め、かつ紛争が生じた場合の仲裁手続きを定めている。この命令では、  
「12. 配給業者との配給契約を解約する場合には、以下の手続きを取らなければならない。

### A. 理由ある解約

- (a) 被審人は、配給業者との契約を解約する意思を60日前に配給業者に通告すること。
- (b) 上記の通告にあたっては、契約解除が正当なもの (in good faith) であり、地域販売権 (franchise) の効果的な実施に関連する契約条項の重大な (material) 不履行を理由とするものであることを確認する書面を含まなければならない。
- (c) 上記の解約通告には、当該譲受人が被審人の製品の配給業者として適格であることの被審人の承認および当該承認を不合理に差し止めることがないことの保証を条件として、当該配給業者が販売権を60日以内に第三者に譲渡できることの確約を含まなければならない。
- (d) 上記の通告には、契約解除が正当な理由および、地域販売権 (franchise)

## 反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

の効果的な実施に関連する契約条項の重大な (material) 不履行以外の理由によるものか否かについて、契約解除の再審査を求めるために当該配給業者が下記に定める仲裁手続きに付する権利があることを明示しななければならない。

### B. 理由のない解約

(a) 被審人は、配給業者との契約を解約する意思を180日前に配給業者に通告すること。

(b) 上記の通告には、契約解除が正当な理由を根拠とするものであることを確認する書面を含まなければならない。この通告書面には、地域販売権の具体的な解約理由の一覧を添付しなければならない。

(c) 上記の解約通告には、当該譲受人が被審人の製品の配給業者として適格であることの被審人の承認および当該承認を不合理に差し止めることがないことの保証を条件として、当該配給業者が販売権を60日以内に第三者に譲渡できることの確約を含まなければならない。

(d) 上記の通告には、契約解除が正当な理由以外の理由によるものか否かについて、契約解除の再審査を求めるために当該配給業者が下記に定める仲裁手続きに付する権利があることを明示しななければならない。

13. 被審人は、当該配給業者の住所のある市に、独立かつ中立的な仲裁人による仲裁機構を設けなければならない。本仲裁手続は、告知による解約の場合であって、当該配給業者から申請があった場合に開始される。本仲裁手続きでは、理由ある解約の場合には、当該解約が正当なものであり、地域販売権の効果的な実施に関連する契約条項の重大な (material) 不履行を理由とするものであるか否か、理由のない解約の場合には、当該解約が正当な事由によるものか否かを決定する。当該解約が反トラスト法違反または本審決での命令違反に該当すると認定した場合には、仲裁人は当該解約は正当なものではないと認定しなければならない。

(仲裁手続きの早急な進行、被審人による仲裁費用の原則的負担)」

ことが定められている。ここでは、実際上再販売価格維持のために行われる取引拒絶を予防するために、所定の理由による取引拒絶の禁止（不作為）だけではなく、当該取引拒絶の公正さを確保し、それが再販売価格維持の手段として用いられること予防するための詳細な手続きを定め、その実施を命じている（作為命令）ことが重要である。

## 結 び

以上、米国における反トラスト法違反行為に対する排除措置の運用の現状を分析したが、上記の検討から得られる一応の提言として、次のような点が指摘できよう。

① 米国での差止措置の運用の範囲は、日本法におけるそれよりも広い。日本では、排除措置の根拠規定での「(違法行為)を除去するために必要な……措置」の解釈に当たって、違法行為に対応する範囲が基準となるが、米国法では、違法行為の存在が認定されれば、それに対する差止措置の内容は、法の目的を具体的に実現する点からみた当該措置の有効性を第一の基準として決定されている。日本法でも「必要な措置」という文言を手がかりとして、実際に競争を回復し、違法行為の反復を効果的に予防するために、現在よりも広い範囲の排除措置を命じることは理論的に可能であり<sup>(106)</sup>、かつ必要である。

② 米国法での差止措置の機動性(対象、方法などの広がり)の根拠として、衡平法裁判所としての米国の裁判所の広範な権限の点が指摘され、米国法での運用を直ちに日本法に取り入れることは、行政機関としての公正取引委員会の性格から考えて無理であるとの考え方も予想される。しかし、第3節で検討したように、行政委員会である連邦取引委員会にも、差止命令の策定に関して第一義的な広い権限が与えられていることは、判例法で確定した原則である。日本法の解釈に当たっても、事柄の専門性等を考慮し、独占禁止法の運用に当たる専門機関として公正取引委員会が行政委員会として設置されていることを考えれば、①で述べた理論を根拠として、公正取引委員会にも米国法と同様な機動的な排除措置を命じる権限が与えられていると解するのが妥当であろう。

③ 違法行為の排除、反復の予防のために、米国法では、それ自体では合法でも、違法行為の実現、補完手段となった行為などを広い範囲で禁止している。わが国でも、一般的な行為類型、たとえば価格に関して合意を形成することなどが将来に向かって禁止されることが多いが、米国法のように、違反行為者に対して、一切の連絡行為を禁止するなど、禁止される行為の対象をより特定して命じるのが効果的であり、この点に関しても、日本法の運用が改善されるべきである。

④ 違法行為の遵守を確保し、その反復を効果的に予防するための手段については、当該命令の写しの従業員への配布や、従業員に対する教育措置など多様

## 反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

な手段が必ず命じられている。この点に関しても、米国法の運用の実態を参考として、わが国の排除措置の内容を強化することが可能かつ必要であろう。

⑤ なお、取引拒絶などが違法行為の実現手段となっている場合、事実上供給命令を下し、その実効性を確保するために、取り引きする際の条件に関して具体的な基準を定めたり、取引内容に関する紛争処理機関をもうけるなどの措置が命じられている。この点も、日本法の運用に当たって取り入れることができよう。

上記のように、日本法での排除措置の強化に関して、米国法での運用の実際から学ぶ点が多い。その具体的な内容に関しては、本文中で分析したが、本稿での検討がわが国の独占禁止法の実効性の強化に貢献することを期待したい。

### 資料 ASCAP同意判決原文

#### 1. 1950年判決

United States v. American Society of Composers, Authors and Publishers (S. D. N. Y. 1950), 1950-51 Trade Cas. ¶ 62, 595, modified Trade Cas. ¶ 69, 612 (S. D. N. Y. 1960).

#### 〈概要〉

「音楽著作権協会に対し、非排他的公開演奏権の実施許諾を除いて、著作権に関する活動の禁止が命じられた。また、放送等のネットワークに対する包括的実施許諾の付与が命じられ（強制実施許諾）、合理的な利用料決定に関する裁判所の介入が定められた。さらに、構成員の平等の取り扱いを確保するために、理事会の選挙手続き、加入資格の定め、利用料収入の分配に関して「客観的な演奏状況の調査」にもとづいて分配することが命じられた。」

#### 2. 1950年命令原文（関係部分の抄訳）

##### 「IV 一般的禁止条項

被告ASCAPの以下の事項を禁止する。

- (A) 非排他的な公演権以外の音楽著作権に関する権利を保有、取得、実施許諾、実施、または協議すること。
- (B) 構成員の公演権の非排他的な実施許諾を制約、制限、または介入すること。
- (C) 同様に条件にある実施許諾権者の間で、使用料またはその他の実施条件に

関して差別するような公演権の実施許諾を締結し、またはそれによる権利を承認、実施、または請求すること。

(D) 本判決V項(C)により映画での演奏権の例外をのぞき、5年間以上の有効期間を有する公演権に関する実施権を許諾すること。

(E) 映画での演奏権に関して、映画興行業者との間で、実施料を許諾し、実施料に関する権利を実施しまたは実施料を徴収すること。

(F) 以下の訴訟を提起し、または提起すると脅かすこと、①映画興行業者に対する映画での演奏権に関連する著作権侵害訴訟、②ASCAPの著作権対象物(repertory)に含まれない音楽著作物に関する著作権侵害訴訟。本判決XIVの公開手続きを経た後は、ASCAPの著作権対象物は、当該リストに記載されたものに限定される。

(G) 以下の条件を充たす場合に関して、構成員がASCAPから脱退する権利を制限すること。①3ヶ月前の書面によるASCAPへの事前通告、②当該構成員の脱退後も、ASCAPおよび現行のASCAPからの実施権者と当該構成員との間の現行の権利・義務関係が有効であり、当該実施許諾から生じる当該脱退構成員の権利も有効であること。

(H) 当該曲目の演奏に関して追加的な約因を徴収し、または当該曲目のレコード化または録音の為の料金を決定することを可能にし、または、当該料金を規制する目的で、ASCAPからの実施権者の営利目的の公開演奏の制限する権利または権限を主張しまたは行使すること。(但し、当該曲目の品位を保護するために必要であり権利者である構成員により指示された場合を除く)。

#### IV 実施許諾命令

被告ASCAPは、ASCAP著作権対象物の公開演奏権を、要請に応じて、以下の条件で実施許諾することを命じられた。

(A) ラジオ放送網、テレビ放送網及び有線音楽放送網に対して、ラジオおよびテレビについては、ASCAP著作権対象物の同時演奏および「遅延演奏」の権利、有線放送網については同時演奏の権利を、合衆国内のラジオ放送網、テレビ放送網傘下の放送局または有線放送網の契約者の一、複数あるいはその全部にたいして、その要請に応じて許諾し、傘下各局または契約者に対し、放送網との許諾契約以外に別個の実施許諾を要求しないこと。

(B) ASCAP著作権対象物にふくまれる、上記の放送網の傘下局全部がラジオまたはテレビジョンでの特定のスポンサー付き商業放送での演奏に使用する

## 反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

目的、あるいは（その他の商業放送の目的で）電氣的に録音された曲目の録音物の製作者、配給者に対する録音についての実施権の許諾。傘下各放送局には、放送網との許諾契約以外に別個の実施許諾を要求しないこと。

(C) 映画製作者に対する映画での演奏について、合衆国全体（属領を含む）についての単一の実施許諾。それ以上の実施許諾権を要求しないこと。この単一実施権の許諾に当たっては、以下の条件に合致すること。

- (1) 本判決の発効日から一年以内に製作された映画に関する実施権に限定される。また、本判決の発効日以前の演奏に関して実施料を請求しないこと。
- (2) 映画製作者から書面による要請が合った場合には、映画ごとの実施権を許諾すること。
- (3) 本項における映画製作者に対する実施許諾権は、各製作者との交渉によって付与されるものであり、産業全体に関する共通の交渉により決定しないこと。
- (4) 本判決の発効日以前に映画製作者がA S C A Pの構成員から直接に付与された実施権で実施料を支払っている場合に関しては、A S C A Pとの実施許諾契約は、従来の実施権を含み、支払済み実施料を新実施許諾契約による実施料から差し引くこと。
- (5) A S C A Pの理事会のメンバーが、映画製作者またはその子会社等に関して直接または間接に金銭上の利益を有しまたは契約関係がある場合には、映画製作者に対する実施権に関する交渉、契約実施等に関する問題について関与しないこと。

### VI 非排他的実施許諾

被告A S C A Pは、書面による申請者に対し、A S C A P著作権対象物に含まれる全曲目に関して非排他的な演奏許諾権を付与すること。（当該曲目の著作権者である構成員及びその使用者からの書面による要請があった場合等をのぞき）A S C A P著作権対象物のうち一または複数の特定の曲目に関して演奏許諾権を付与してはならない。

### VII 実施料

被告A S C A Pは、ラジオおよびテレビ放送のための公開演奏権の実施許諾に関して、(A)実施許諾にあたっての実施料に関して以下の事項が禁止される。

- (1) 商業プログラムに関しては、A S C A P著作権対象物に含まれる曲目を含まない商業プログラムからの実施権者の収入の一定率を基準とした使用料を徴求すること、

- (2) 公共プログラムに関しては、(a)実施許諾期間中のA S C A P著作権対象物に含まれる曲目の演奏回数、または、(b)A S C A P著作権対象物に含まれる曲目を使用したプログラムの数、に対応して変動しない使用料を徴求すること、  
但し、当該放送局が上記の基準での使用率の算定を望まない場合を除く。
- (B) 実施権者でない放送局の書面による要請に応じて、以下の条件で、プログラム単位の演奏権を許諾することを命じる。
- (1) 商業プログラムに関しては、A S C A Pの選択により、(a)A S C A P著作権対象物に含まれる曲目を使用した各プログラムごとに一定額のドル表示の金額を支払を要求する、または、(b)当該放送局の放送施設の使用に関して、当該プログラムのスポンサーが支払った金額の一定率を基準にして算定する金額の支払を要求する、かのいずれかの条件で実施許諾すること。
- (2) 公共プログラムに関しては、A S C A Pの選択により、(a)A S C A P著作権対象物に含まれる曲目を使用した各プログラムごとに一定額のドル表示の金額を支払を要求する、または、(b)それが商業プログラムとして放送された場合の標準放送施設使用料の一定率を基準にして算定する金額の支払を要求すること
- (3) 本命令Ⅷで定める対価差別となる場合を除き、比較的にコマーシャルが少なく、かつ公共プログラムの比率が大きい放送局に関して当該放送局に対しプログラムごとの実施許諾が包括的実施許諾化の選択を実際に保証する目的で、上記の事情を勘酌して使用料を定めること。
- (C) プログラムごとの実施許諾についての交渉を開始する以前に一括実施許諾について交渉することを要求しまたは影響力を行使すること、  
を禁止する。

#### Ⅷ 使用料差別の禁止（略）

#### Ⅸ 合理的な使用料についての裁判所の裁定

- (A) 被告A S C A Pは、A S C A P著作権対象物に含まれる曲目の一、複数または全曲目についての公開演奏実施権の付与の要請があった場合、当該申請者に対し、申請対象の実施権についての合理的な使用料の額を書面で示さなければならない。上記の申請がA S C A Pに到達した日から60日以内に当事者間で合理的な使用料についての合意が成立しない場合には、当該申請者は本裁判所に対し直ちに合理的な使用料の決定の申請ができる。この場合A S C A Pは当該申請の通知の受領後直ちに当該申請を反トラスト局に通知しなければならない



## 反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

い。この手続きにおいては、ASCAPが提示した使用料の合理性についての挙証責任はASCAPが負担する。上記の交渉または手続きの継続中において、当該申請者は、本項(B)で定めるところ、または最終裁定の定めを条件として、申請実施許諾権の対象となっているASCAP著作権対象物に含まれる曲目の一、複数または全曲目を、使用料その他の補償なしに使用する権利を有する。

(B) (交渉・手続き継続中の暫定的使用料の裁定の定め：申請者拒否の場合の申請却下および、裁定暫定使用料の遡及的適用)

(C) 本裁判所が合理的な使用料の額の最終裁定を下した場合には、ASCAPは、他の同様な実施許諾の全申請者に対して、同様な額の使用料での実施許諾を申し出なければならない。(最終裁定以前の実施許諾契約に対する遡及効はない)

(D) (著作権無効訴訟および著作権の有効性に関する効力なし)

### X 議決権についての制限

ASCAPの理事、役員または代理人は、当該実施許諾の実施権者または実施権許諾の申請者またはそれらの子会社に関して金銭的利益を有しあるいは契約関係にある場合には、当該実施許諾についてのASCAPと実施権者との間の取引または交渉に関する問題に付いて関与しまたは議決権を行使してはならない。

### XI 使用料収入の分配

被告ASCAPは、公開演奏の実施権許諾から生じる使用料収入の分配に当たっては、演奏状態に付いてASCAPが定期的実施する客観的な調査(当該著作権者による調査を除く)に示される会員著作権者の曲目の演奏状況を主たる考慮要因として定める基準によらなければならない。

### XII 規約の改正命令

被告ASCAPは、本判決の発効日から3ヶ月以内に、構成員の以下の行動を禁止する条項を規約に定めなければならない。当該条項は本判決の発効日に遡って効力を有する。

(A) ASCAPの構成員または構成員であった者が映画での演奏権に関して、(1)本判決の日付以前の著作権侵害、または本判決の日付以前に付与された同時録音権に関する著作侵害訴訟を提起しまたは提起すると脅かすこと。

(B) 当該関連構成員等またはASCAPが本判決の条項に合致する映画での演奏権の実施許諾をしている場合を除き、ASCAPの構成員が、映画での曲目

の同時録音権の実施許諾をすること、

### XIII 構成員の区分

被告ASCAPの民主的な運営を確保し、各構成員に適切な情報にもとづいた公正かつ平等な権利保護の機会を確保するために、ASCAPが規約を以下のように改正することを命じる。

- (A) 理事会の構成員は全ての作詞者、作曲者および発行者構成員それぞれの理事会における代表を選ぶための投票によって選出する。理事選挙に当たっての各構成員の投票権の数を決定するに当たっては、ASCAP内での構成員の区分基準に適切な考慮を払うこと。理事会の全員の選挙は2年に一回実施すること。理事会に関しては、作詞者および作曲者構成員が別個に収入分配に参加できるように、実際的に可能な限り、それらの構成員の利益が代表されるようにすること。
- (B) 議決権決定および収入分配に関する構成員の区分の原則的な基準は、書面により定め、各構成員に閲覧可能にしておくこと。
- (C) 構成員は、自己の区分の最終決定に関して、理事会内の委員会または中立的な仲裁人会に不服申立ができる。
- (D) ASCAPの役員、委員会、理事会または(C)項で定めた仲裁人会は、構成員の区分及び収入の分配に関する決定手続きの記録を保存し、かつ役員等による決定および措置を当該構成員に通知すること。

### XIV ASCAP著作権対象曲目一覧表の公示・閲覧

本判決の発行日以降、直ちに。ASCAPは、曲目の使用申込者の書面による申請に対し、特定の曲目がASCAP著作権対象物に含まれるかを通知し、かつ、ASCAP著作権対象曲目に関する情報を公衆が閲覧できるようにしなければならない。ASCAPは、本判決後2年以内に、最新のASCAP著作権対象曲目一覧表を保持し、通常の営業時間内に公衆が閲覧できるように設置しななければならない。当該一覧表には、各曲目の曲名および著作権の成立日時、および作詞者、作曲者および現在の発行者を明示すること。

### XV 加入要件

被告ASCAPは、以下の者の加入、不参加等を許容することを命じる。

- (A) 作曲または作詞した一以上の曲目が定期的に発行されている著作権対象曲目の作曲者または作詞者、
- (2) 音楽出版に積極的に従事している人、企業、会社、組合等で、当該発行者

## 反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

の発行した曲目が最低限一年以上商業的に利用または配給されており、音楽曲目の通常の出版に伴う金銭的リスクを負担している者

XVI (順守のための検査権限の留保)」

### 3. 1960年判決による修正

United States v. American Society of Composers, Authors and Publishers (S. D. N. Y. 1960), 1960 Trade Cas. 69, 912

〈概要〉

「構成員からの、1950年命令の反トラスト法上の目的が実施されていないとの申立にもとづいて反トラスト局が調査した結果、同意判決の修正が同意判決で命じられた。修正点は、

- (1) 構成員が脱退することを實際上可能にするために、共同作詞または作曲などの理由で脱退した著作権者の曲目がASCAP著作権対象物に含まれている場合に関して、ASCAPの脱退構成員に対する使用料支払義務を定める、
  - (2) 利用料収入の分配の基礎となる「科学的・客観的調査」に関して、各構成員の作品の演奏から生じる収入をより正確に反映する調査方法を特定して命じる、
  - (3) 協会の利用料収入の配分の決定に関して、「先任者優位」の効果を減殺し、「支配的」グループの意思の影響力を排除するために、構成員に決定権限を与える、
  - (4) 理事会の構成がより構成員の利益を代表するように議決方式を改正する、
  - (5) (収入分配の決定の基準となる) 構成員の区分についての不服申立を実際上容易にする、
  - (6) 加入資格に関して、申請者に係る曲目の演奏に関する調査内容に関係なく、要件を充たす申請者の加入を認め、加入資格の要件を公表する、
- の6点である。」

問題点・注

- (1-a) 鹿島建設他65社に対する件、平成4年(勸)第一六号、平成4年6月3日公取委勧告審決、審決集未登載。ここでは、従来から取られていた違反行為についての周知徹底措置の対象範囲が、取引先事業者間だけでなく、「並びに自社の役員及び従業員に周知徹底させる」ことが命じら

れている。

### 第1節・注

- (1) Kalinowsky, *Antitrust Laws and Trade Regulation*, vol. 10, §80. 01
- (2) *United States v. United Shoe Machinery Corp.*, 110 F. Supp. 348 (Mass. 1953), *aff'd per curiam* 347 U. S. 521 (1954).
- (3) CCH Trade Reg. Rep. ¶8812.
- (4) 構造的排除措置の理論的根拠と反トラスト法での運用実態の詳細な分析に関しては、実方謙二・寡占体制と独禁法、第1章参照。
- (5) Kalinowsky, *supra* note (1), Chp. 96 Consent Decree, §96. 01 [2] [a].
- (6) *United States v. Carson B. Burgsteiner*, 1991-1 Trade Cas. ¶69, 422 (S. D. Ga. 1991).
- (7) *United States v. Morrison Co. , Inc. ,* 1977-1 Trade Cas. ¶61, 368 (Ida. 1877); CCH Trade Reg. Rep. ¶8814. 38
- (8) *United States v. Western Electric Co., Inc. & American Telephone & Telegraph Co.*, 1982-2 Trade Cas. ¶64,900 (DoC. 1982).
- (9) *United States v. American Society of Composers, Authers and Publishers*, 1950-51 Trade Cas. ¶62,595 (S. D. N. Y. 1950), *modified* 1960 Trade Cas. ¶69,612 (S. D. N. Y. 1960). なお、本命令は長文なので、原文は資料として収録する。
- (10) *United States v. American Society of Composers, Authers and Publishers*, 1960 Trade Cas. ¶69,612 (S. D. N. Y. 1960).
- (11) *United States v. Glaxo Group Ltd.*, 1971 Trade Cas. ¶73,614 (DC D. C. 1971); CCH Trade Reg. Rep. ¶8812. 02.
- (12) *United States v. General Motors Corp.*, 1965 Trade Cas. ¶71,624 (E. D. Mich. 1965).
- (13) *United States v. New England Concrete Pipe Corp.*, 1959 Trade Cas. ¶9,481 (Mass. 1959).
- (14) *United States v. Maremont Automotive Prod. Inc.*, 1960 Trade Cas. ¶9,881 (Ill. 1960).
- (15) *United States v. Alton Box Board Co.*, 1979-2 Trade Cas. ¶2,992 (Ill. 1979); CCH Trade Reg. Rep. ¶8814. 273.
- (16) *United States v. Brown University*, 1991-2 Trade Cas. ¶50,731 (E. D. Pa 1991).
- (17) CCH Trade Reg. Rep. ¶8950, *ibid.* ¶25,277.
- (18) ABA, *Antitrust Consent Decree Manual*, p. 364, 365, cited in Kalinowsky, *supra* note (1), Ch. 69. §96. 02 [4] [K], fn. 74.
- (19) *United States v. General Electric Co.*, 1962 Trade Cas. ¶70,488 (DC

- Pa. 1962); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 27; *ibid.* ¶ 70,420, ¶ 70,495, ¶ 70,367, ¶ 70,489, ¶ 70,421; CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 37.
- (20) *United States v. Arden-Mayfair, Inc., Matanuska Maid, Inc. & Meadowner Alaska Dairy Inc.*, 1980-2 Trade Cas. ¶ 63,370 (Alas. 1980); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 272.
- (21) *United States v. Federated Department Store*, 1978 Trade Cas. ¶ 62,129 (Cal. 1978); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 274.
- (22) *United States v. Bethlehem Steel Corp.*, 1980-1 Trade Cas. ¶ 60,090 (Fla. 1979); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 62,129.
- (23) Kalinowsky, *supra* note (1) Ch. 96 Consent Decree, §96-02 [3].
- (24) *United States v. Driver-Harris Co.*, 1961 Trade Cas. ¶ 70,031 (N. J. 1961).
- (25) たとえば、上記注16の東部大学学費協定事件判決。
- (26) たとえば、上記注19の重電設備入札談合事件判決。
- (27) *United States v. General Host Corp.*, 1971 Trade Cas. ¶ 73,500 (Pa. 1971); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 276.
- (28) *United States v. Everest & Jennings International*, 1956 Trade Cas. ¶ 68,271 (Tenn. 1956); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 814. 47.
- (29) *United States v. Borden, Inc.*, 1977 Trade Cas. ¶ 61,367 (Ida. 1977).
- (30) *United States v. Borden, Inc.*, 1980-1 Trade Cas. ¶ 63,091 (Ark. 1979); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 03.
- (31) *United States v. H. S. Crocker Co.*, 1975-2 Trade Cas. ¶ 60,615 (N. D. Cal. 1975).
- (32) *United States v. Monroe, Inc.*, 1977 Trade Cas. ¶ 61,367 (Ida. 1977); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 22.
- (33) *Supra* note (7).
- (34) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 20.
- (35) Kalinowsky, *supra* note (1), Ch. 96 Consent Decree, §96, 02 [4] [J].
- (36) *United States v. Allied Florist Assn of Illinois*, 1953 Trade Cas. ¶ 67,433 (Ill. 1953), *mod'd* 1954 Trade Cas. ¶ 67,804.
- (37) *United States v. American Society of Composers, Authors & Publishers*, 1960 Trade Cas. ¶ 69,612 (S. D. N. Y. 1960). 本判決の内容の詳細については、本節第2款3.(2)参照。
- (38) *United States v. American Ass'n of Advertising Agencies, Inc.*, 1956 Trade Cas. ¶ 68,252 (N. Y. 1956).
- (39) *United States v. Fish Smokers Trade Council, Inc.*, 1956 Trade Cas. ¶ 68. 331 (N. Y. 1956).

## 第2節・注

- (40) United States v. Morrison Co., Inc., 1977-1 Trade Cas. ¶ 61,368 (Ida. 1877); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 38.
- (41) United States v. Brown University, 1991-2 Trade Cas. ¶ 50,731 (E. D. Pa 1991).
- (42) United States v. Airline Tariff Publishing Company, Civil Action No.: 92-2854 (DoC. 1992).
- (43) Supra note (6), (7), (16) and (17).
- (44) United States v. General Electric Co., 1962 Trade Cas. ¶ 70,488 (Pa. 1962); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 27; *ibid.* ¶ 70,420, ¶ 70,495, ¶ 70,367, ¶ 70,489, ¶ 70,421; CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 37.
- (45) United States v. Continental Group, Inc., 1980-2 Trade Cas. ¶ 63, 45 (Pa. 1980); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 271.
- (46) United States v. Arden-Mayfair, Inc., Matanuska Maid, Inc. & Meadowner Alaska Dairy Inc., 1980-2 Trade Cas. ¶ 63,370 (Alas. 1980); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814.272.
- (47) United States v. Alton Box Board Co., 1979-2 Trade Cas. ¶ 62,992 (Ill. 1979); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 273.
- (48) United States v. Chelsea Industries, Inc., 1980-1 Trade Cas. ¶ 63,205 (Mass. 1980); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 28.
- (49) United States v. Monroe, Inc., 1977 Trade Cas. ¶ 61.367 (Ida. 1977); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 22.
- (50) Kalinowsky, Antitrust Laws and Trade Regulation, vol. 10, Ch. 96 Consent Decree, §96-02 [3].
- (51) United States v. AMI Inc., 1857 Trade Cas. ¶ 69,192 (Mich. 1957), 他11件; CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 65.
- (52) Supra note (11).
- (53) United States v. Auto Glass Dealers Ass'n, 1960 Trade Cas. ¶ 69,621 (S. D. N. Y. 1960).
- (54) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 20.
- (55) United States v. Chelsea Industries, Inc., 1980-1 Trade Cas. ¶ 63,205 (Mass. 1980); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 28.
- (56) United States v. Driver-Harris Co., 1964 Trade Cas. ¶ 71,170 (N. J. 1964); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8834. 10.
- (57) United States v. Morrison Co., Inc., 1977-1 Trade Cas. ¶ 61,368 (Ida. 1877); *ibid.* ¶ 61,368; CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 38.
- (58) Supra note (34).
- (59) United States v. Kopper Co., Inc., 1961 Trade Cas. ¶ 69,294 (Mass.

- 1960); *United States v. Allied Chemical Corp.*, 1961 Trade Cas. ¶ 69,923 (Mass. 1969); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8814. 84.
- (60) *United States v. Toyota Mortor Sales, U. S. A., Inc. & Toyota Motor Distributors, Inc.*, 1975-1 Trade Cas. ¶ 60,199 (Cal. 1975), *aff'd* 1975-2 Trade Cas. ¶ 60,468; CCH Trade Reg. Rep. ¶ 4770. 666.
- (61) *United States v. Nissan Morter Corp.*, 1973-1 Trade Cas. ¶ 74,333 (Cal. 1972); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 4770. 666.
- (62) *United States v. American Foundry Co.*, 1964 Trade Cas. ¶ 71,279.
- (63) *United States v. United Fruit Co.*, 1958 Trade Cas. ¶ 68,941 (La. 1958); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8822. 04.
- (64) *Supra* note (2).
- (65) *United States v. Maryland State Licensed Beverage Assn, Inc.*, 1959 Trade Cas. ¶ 69,261 (Md. 1958); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8822. 041.

### 第3節・注

- (65) *Herzfeld v. Federal Trade Commission*, 1940-1943 Trade Cas. ¶ 56,334 (2d Cir. 1944); *Re. Herzfeld*, 34 FTC 958 (1942), Dkt. 4222; CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9661. 601.
- (66) *Independent Directory Corp. v. Federal Trade Commission*, 1950-1951 Trade Cas. ¶ 62,817 (2d Cir. 1951); *Re. Independent Directory Corp.*, 47 FTC 13 (1950), Dkt. 5486; CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9661. 604.
- (67) *Adolph Coors Co. v. Federal Trade Commission*, 1974-1 Trade Cas. ¶ 75,090 (10th Cir. 1974); *Re. Adolph Coors Co.*, 83 FTC 32 (1971), Dkt. 8845; CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9962. 87.
- (68) *Carter Products, Inc. v. Federal Trade Commission*, 1950-1951 Trade Cas. ¶ 62,769 (7th Cir. 1951); *Re Carter Products, Inc.*, 49 FTC 1423 (1943), Dkt. 4960; CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9661. 603.
- (69) *Waltham Watch Co. v. Federal Trade Commission*, 1963 Trade Cas. ¶ 70,806 (7th Cir. 1963); *Re. Waltham Watch Co.*, 60 FTC 1692 (1962), Dkt. 7997; CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9661. 604.
- (70) *Re. Curtis Publishing Co.*, 78 FTC 1472 (1971), Dkt. 8800; CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9661. 44;
- (71) *Federal Trade Commission v. Motion Picture Advertising Service Co., Inc.*, 344 U. S. 392 (1955); *Re. Motion Picture Advertising Service Co. Inc.*, 47 FTC 378 (1947), Dkt. 5498; CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9661. 605.
- (72) *Re. Arthur Murray Studio of Washington, Inc.*, 78 FTC 401 (1971), Dkt. 8776, *aff'd* 1972 Trade Cas. ¶ 60,184 (7th Cir. 1972); CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9661. 5510.

- (73) *Grand Union Co. v. Federal Trade Commission*, Trade Cas. ¶ 70,224 (2d Cir. 1962); *Re. Grand Union Co.*, 65 FTC 289 (1960), Dkt. 6973; CCH Trade Reg. Rep. ¶9662. 47.
- (74) *Sandura Co. v. Federal Trade Commission*, 1965 Trade Cas. ¶ 71,332; *Re. Sandura Co.* (6th Cir. 1964), 61 FTC 756 (1962), Dkt. 7042; CCH Trade Reg. Rep. 9662. 422.
- (75) *Supra note(70)*.
- (76) *Re. Atlantic Products Corp.*, 78 FTC 525 (1964), Dkt. 8513; CCH Trade Reg. Rep. ¶9661. 221.
- (77) *Federal Trade Commission v. Ruberoid Co.*, 343 U. S. 470 (1952), aff'g 1950-1951 Trade Cas. ¶ 62,910 (2d Cir. 1951), *Re. Ruberoid Co.*, 46 FTC 132 (1950), Dkt. 5017.
- (78) *Niresk Industries, Inc. v. Federal Trade Commission*, 1960 Trade Cas. ¶ 69,625 (7th Cir. 1060); *Re. Niresk Industries, Inc.*, 55 FTC 1889 (1959), Dkt. 6779; CCH Trade Reg. Rep. ¶9662. 805.
- (79) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9662.73; *United Biscuit Co. of America v. Federal Trade Commission*, 1965 Trade Cas. ¶ 71,528 (7th Cir. 1965);*Re. United Biscuit Co. of America*, 64 FTC 586 (1964), Dkt. 7817.
- (80) *Re. Ecko Products Co.*, 65 FTC 1163, CCH Trade Reg. Rep. ¶ 16,879 (1964), Dkt. 8122, aff'd 1965 Trade Cas. ¶ 71,487 (7th Cir. 1965).
- (81) *Abex Corp. , v. Federal Trade Commission*, 1970 Trade Cas. ¶ 73,026 (6th Cir. 1970); *Re. Abex Corp.*, 77 FTC 1488 (1970), Dkt. 8622.
- (82) *Brunswick Corp. & Yamaha Motor Co. Ltd. v. Federal Trade Commission*, 1981 Trade Cas. ¶ 64,202 (8th Cir. 1981); *Re. Brunswick Corp. & Yamaha Motor Co. Ltd.*, 99 FTC 411 (1982), Dkt. 9028.
- (83) *Federal Trade Commission v. Henry Broch & Co.*, 368 U. S.360 (1962); *Re. Henry Broch & Co.*, 54 FTC 673 (1957), Dkt. 6484; CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9662. 18.
- (84) *Atlantic Refining Co. v. Federal Trade Commission*, 381 U. S. 357 (1965); *Re. Goodyear Tire & Rubber Co.*, 58 FTC 309 (1961).
- (85) *Consumer Products of America, Inc. v. Federal Trade Commission*, 1968 Trade Cas. ¶ 72,567 (3d Cir. 1968); *Re. Consumer Products of America, Inc.*, 75 FTC 445 (1967), Dkt. 8679; CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9662. 50.
- (86) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9662. 691; *Consumer Sales Corp. v. Federal Trade Commission*, 1952-1953 Trade Cas. ¶ 67,316 (2d Cir. 1952); *Re. Consumer Sales Corp.*, 47 FTC 1429 (1951), Dkt. 5680.
- (87) *United States v. American Greeting Corp.*, 1959 Trade Cas. ¶ 69,258



- (Ohio 1958), *aff'd American Greeting Corp. v. United States*, 272 F. 2d 945 (6th Cir. 1959); *Re American Greeting Corp.*, 49 FTC 440 (1952), Dkt. 5982.
- (88) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9662. 733; *Edelman & Co. v. Federal Trade Commission*, 1956 Trade Cas. ¶ 63,558 (7th Cir. 1956); *Re Edelman & Co.*, 53 FTC 1288 (1955), Dkt. 5770.
- (89) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9662. 73; *United Biscuit Co. of America v. Federal Trade Commission*, 1965 Trade Cas. ¶ 71,528 (7th Cir. 1965); *Re. United Biscuit Co. of America*, 644 FTC 586, Dkt. 7817.
- (90) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9662. 521; *Maryland Baking Co. v. Federal Trade Commission*, 1961 Trade Cas. ¶ 68,681 (7th Cir. 1961); *Re. Maryland Baking Co.*, 53 FTC 1116, Dkt. 6327.
- (91) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9662.541; *Re. New England Motor Rate Bureau, Inc.*, CCH Trade Reg. Rep. ¶ 22,091(1983), ¶ 22,417 (1986), Dkt. 9170.
- (92) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9662. 718; *Corning Glass Works v. Federal Trade Commission*, 1975-1 Trade Cas. ¶ 60,134 (7th Cir. 1975); *Re. Corning Glass Works*, 83 217 (1973), Dkt. 8874.
- (93) *Re. The Magnavox Co.*, 78 F. T. C. 1183 (1971), Dkt. 8822; CCH ¶ 4770. 666.
- (94) FTC Rule & Practice Rule §2. 41; CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9681.
- (95) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9681. 301; *Re. Foremost Dairies, Inc.*, 74 FTC 1097, Dkt. 7475.
- (96) *Supra* note (85).
- (97) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9662. 712; *Re. House of Lords, Inc.*, 69 FTC 44 (1966), Dkt. 8631.
- (98) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 23,208, ¶ 23,209; 1992-2 Trade Cas. ¶ 69,996 栗田誠「連邦取引委員会による『不公正な競争方法』の規制の新展開(1)」公正取引500号20頁参照。
- (99) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9662. 78; *Federal Trade Commission v. National Lead Co.*, 1957 Trade Cas. ¶ 68,629 (Sup. Ct. 1957); *Re. National Lead Co.*, 49 FTC 791 (1953), Dkt. 5253.
- (100) *National Lead Co. v. Federal Trade Commission*, 1957 Trade Cas. ¶ 68,694 (7th Cir. 1957).
- (101) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9662. 785; *Chain Insitute, Inc. v. Federal Trade Commission*, 1957 Trade Cas. ¶ 68,757 (8th Cir. 1957); *Re. Chain Insitute, Inc.*, 49 FTC 1041 (1953), Dkt. 4878.
- (102) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 8862.
- (103) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9662. 87; *Adolph Coors Co. v. Federal Trade*

- Commission, 1974-1 Trade Cas. ¶ 75,090 (10th Cir. 1974); Re. Adolph Coors Co., 83 FTC 32 (1971), Dkt. 8845.
- (104) CCH Trade Reg. Rep. ¶ 9662. 782; Re. Lenox, Inc., 73 FTC 578 (1968), Dkt. 8718, aff'd 1969 Trade Cas. ¶ 72,937.
- (105) Supra note (103).

結び・注

- (106) 実方謙二・独占禁止法（新版）17-18頁参照。